

平成30年7月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)(第1事件)

平成27年(行ウ)第1号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)(第2事件)

平成27年(行ウ)第5号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)(共同訴訟参加事件)

平成27年(行ウ)第6号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)(共同訴訟参加事件)

口頭弁論終結の日 平成29年11月22日

判 決

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

主 文

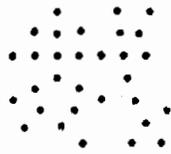
- 1 (1) 被告は、山本久仁子に対し、60円及びこれに対する平成26年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
(2) 被告は、小野澤真紀、山本謙一郎及び山本久江のそれぞれに対し、各金20円及びこれらに対する平成26年4月10日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 2 被告は、村岡嗣政に対し、120円及びこれに対する平成27年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 第1事件及び第2事件における怠る事実の違法確認の訴えをいずれも却下する。
- 4 第1事件原告ら、第2事件原告ら及び第2事件参加原告らのその余の各請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、全事件を通じ、これを20分し、その1を被告の、その余を第1事件原告ら、第2事件原告ら及び第2事件参加原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

- (1)ア 被告は、山本久仁子に対し、5万円及びこれに対する平成26年4月1



0日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

イ 被告は、小野澤眞紀、山本謙一郎及び山本久江のそれぞれに対し、各1万6666円及びこれらに対する平成26年4月10日から各支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

(2) 被告が、別紙公有水面目録記載の公有水面上に中国電力株式会社が設置した灯浮標及び棧橋について、これらを同社に撤去させることを怠っていることが違法であることを確認する。

2 第2事件及び平成27年(行ウ)第5号、同第6号事件

(1) 被告は、村岡嗣政に対し、10万円及びこれに対する平成27年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

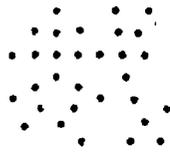
(2) 1(2)と同じ。

第2 事案の概要等

1(1) 山口県知事から公有水面埋立法(以下「公水法」という。)2条1項に基づく埋立免許を受けた訴外中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)は、同免許にかかる埋立工事に着手した平成21年10月7日から3年以内に同工事を竣功しなければならない旨の指定(公水法13条)を受けていたところ、平成24年10月5日、当時の山口県知事山本繁太郎(以下「前知事」という。)に対し、公水法13条の2第1項に基づき、上記免許にかかる設計概要変更・工事竣功期間伸長許可の申請をした(以下「本件許可申請」という。))。

(2) 本件は、

ア 山口県の住民である第1事件原告らが、本件許可申請について、前知事がその許否の判断を、審査に要する合理的期間が経過するまでになすべきであったにもかかわらず、これを行わなかったことが違法であり、上記判断留保中の平成24年10月5日から平成26年4月10日までの間に上記免許に関して人件費、事務関連費等の支出が行われたことにより、山口



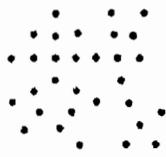
県が10万円を下らない損害を被ったと主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、前知事の相続人である山本久仁子、小野澤真紀、山本謙一郎及び山本久江に前記第1の1(1)記載のとおりの方員の支払を請求することを求め(第1事件)、

イ 山口県の住民である第2事件原告ら及び第2事件参加原告ら(以下「第2事件原告ら」と総称する。)が、本件許可申請について、前知事の退任後に山口県知事に就任した村岡嗣政知事(以下「村岡知事」という。)が、その許否の判断を就任後直ちに行き、違法な財務会計行為が行われることを阻止すべき指揮監督上の義務を負っていたにもかかわらず、その判断を留保したことが違法であり、判断留保中の平成26年2月25日から平成27年1月23日までの間に上記免許に関して人件費、事務関連費等の支出が行われたことにより、山口県が10万円を下らない損害を被ったと主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、村岡知事に10万円及びこれに対する第2事件にかかる訴訟提起の日である平成27年1月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求め(第2事件)、

ウ 第1事件原告ら及び第2事件原告らが、前記埋立免許が当初の指定期間の経過により既に失効していることを前提に、山口県の執行機関である被告には別紙公有水面目録記載の公有水面(以下「本件公有水面」という。)を原状に回復させる法的義務があるにもかかわらず、中国電力が本件公有水面上に設置した灯浮標及び棧橋について、これを同社に撤去させるなどの措置を取ることを違法に怠っている(以下この事実を「本件怠る事実」という。)と主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件怠る事実が違法であることの確認を求め

る住民訴訟である。

2 関連法令等の定め



別紙「関連法令等の概要」に記載のとおりである。

3 前提事実（証拠等の摘示がない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 第1事件原告ら及び第2事件原告らは、いずれも、山口県内に居住する住民である。

イ 被告は、普通地方公共団体である山口県を統括し、これを代表する執行機関である。

ウ 前知事は、平成24年8月22日から平成26年1月14日まで、山口県知事の地位にあった者であり、村岡知事は、平成26年2月25日以降、山口県知事の地位にある者である。

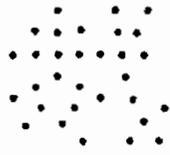
なお、前知事は平成26年3月15日に死亡し、同人の配偶者である山本久仁子が2分の1、子である小野澤眞紀、山本謙一郎及び山本久江が、各6分の1の割合で同人を相続した（甲15の1ないし5）。

(2) 本件許可申請に至る経緯

ア 中国電力は、電気事業等を業とする会社であり、山口県熊毛郡上関町において原子力発電所（以下「上関原発」という。）の建設を計画し、公有水面の埋立て等により発電所の敷地を確保することを目的として、平成20年6月17日、別紙公有水面目録記載の公有水面の埋立てを行うことを内容とする公有水面埋立免許願書を山口県知事に提出し、平成20年10月22日、山口県知事から、公水法2条1項に基づき、別紙免許目録記載の内容の公有水面埋立免許処分を受けた（以下「本件処分」といい、同処分にかかる免許を「本件免許」という。）。

山口県知事は、本件処分に当たり、公水法13条に基づき、本件免許にかかる埋立工事施工区域内において埋立工事に着手した日から3年以内に同工事を竣功しなければならない旨の指定をした。

イ 中国電力は、平成21年10月7日、本件免許に係る埋立工事に着手し



た。

ウ 中国電力は、本件免許で定められた竣功期限（平成24年10月6日）の前日である同月5日、設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書（甲9の1）を提出し、前知事に対し、本件免許について、公水法13条の2第1項に基づく設計概要の変更及び工事竣功期間の伸長の各許可を申請した（本件許可申請）。

(3) 設計概要変更等の内容及び理由（甲9の1）

ア 本件許可申請にかかる申請書に記載された設計概要変更の内容及び変更理由は以下のとおりである。

(ア) 設計概要変更の内容

変更前の発電所主要建物用地の地盤高 T.P. + 10 m を、T.P. + 15 m に変更し、T.P. + 5 m の地盤に配置していた設備を、T.P. + 15 m の地盤に配置変更するため、T.P. + 15 m の地盤を拡張する。

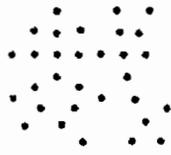
(イ) 設計概要変更の理由

想定津波高さは T.P. + 4.6 m 程度であり、津波による主要建物用地への浸水は生じないと判断されるが、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一」という。）における津波被害を踏まえ、より一層の安全性を確保するため、地盤高を変更することとした。

イ 本件許可申請にかかる工事竣功期間伸長は、着手日から起算して3年以内を6年以内に変更するものであり、その理由は以下のとおりである。

(ア) 指定期間内に工事を竣功できなかった理由

平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第一の事故を受け、本件埋立工事を一時中断して、地元住民に対する理解活動に取り組むとともに、福島第一の事故の事実関係の把握・情報収集に努めてきた。その中で、より安全・安心な発電所建設を目指して、本件埋立ての設計に福島第一の事故の知見を反映した安全対策を取り入れるよう検討を進めてきた。これ



らの事情により、指定期間内に竣功することができなかった。

(イ) 指定期間内竣功を阻害した要因の解消の度合い

本件埋立てに関し、福島第一の事故の知見を反映した安全対策を取り入れた設計変更を行ったこと、及び、引き続き地元住民に対して理解活動に取り組んでいくことで、阻害要因は解消できるものとする。

(ウ) 埋立てを継続して行う必要性

長期的な電力の安定供給確保、地球温暖化問題への対応、経済性の観点から、中国電力にとって上関原発は重要な電源であり、埋立てを継続して行う必要性に変わりはない。

(エ) 伸長期間の設定理由

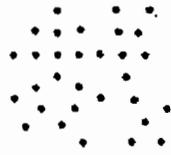
本件埋立工事は、中断に伴い進捗しておらず、また、より安全・安心な発電所建設を目指した設計変更を踏まえ、改めて工程を精査した結果、3年間の期間伸長が必要となったため、着手の日から起算して6年を竣功期限とした。

(4) 本件許可申請に対する審査

ア 本件許可申請に対する審査及び許否の判断につき、山口県許認可等事務の標準処理期間に関する規程3条、4条及び12条によれば、標準処理期間の終期は平成25年2月26日となる。

イ 山口県知事から委任を受けた山口県土木建築部港湾課長（以下「港湾課長」という。）が、本件許可申請に対する審査として、中国電力に補足説明を求めた事項及び中国電力の回答は以下のとおりである。

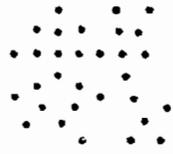
(ア) 港湾課長から、平成24年10月23日付書面（乙10）により、指定期間内に工事を竣功できなかった理由等について補足説明を求めたところ、中国電力は、平成24年11月13日付書面（乙17）により、
① 指定期間内に工事を竣功できなかった理由（平成23年3月以前の約1年5月の間に埋立工事ができなかった理由を含む。）として、要旨、



「第三者が施行区域内の海域等に立ち入っていたことにより、安全確保のために一時的に作業を見合わせるなどしながら、工法等を工夫して工事を進めていたところ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一の事故を受けて、同月15日から準備工事を中断しており、それ以降、進捗はない。なお、上記第三者による立入りなどの禁止を求める仮処分の申立てを行ったところ、埋立てに関する工事の施行区域内の海域にかかる申立てについては平成22年1月に、同区域内の埋立背後地である公共海岸にかかる申立てについては平成23年2月に、それぞれ認容する決定がされ、後者については、平成24年7月に和解が成立した。」

② 指定期間内竣功を阻害した要因の解消の度合及び新たな指定期間内に確実に竣功できることについて（上記要因が解消されていない場合には、今後確実に解消できることについて具体的なスケジュール等を示して説明すること及び埋立工事を直ちに進める意思がないとする方針と工事着手日から6年を竣功期限とすることの整合性の説明を含む。）、要旨、「福島第一の事故における知見を反映して安全対策を取り入れた設計変更を行い、地元住民の理解を得る活動に取り組むことにより阻害要因は解消できると考える。竣功期限については、政府が平成24年9月14日に発表した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原発の「新設・増設を行わない」とする原則（以下「不新設原則」という。）の具体的な適用についての政府の検討を注視する必要があるが、その検討期間等が確定していないことから、当該期間等を前提とすることなく定めた。」

③ 埋立てを継続して行う必要性について（土地需要の明確性についての説明を含む。）、要旨、「中国電力にとって上関原発は重要な電源であり、埋立てを継続して行う必要性に変わりはないが、政府が明らかにし



た、不新設原則の具体的な適用にかかる政府の検討については、引き続き注視する必要がある。」

④ 伸長期間の設定理由として、要旨、「埋立工事量が増加することに伴い工事工程が長くなるが、全体工程内（3年間）で施工可能であると判断した。」

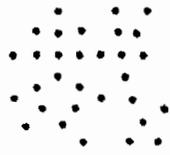
と回答した。

イ) 港湾課長から、平成24年11月22日付書面（乙11）により、回答期限を平成24年12月21日として、①「工法等を工夫し工事を進めていた」とあるが、実際にどのような工夫等をし、その結果、埋立工事がどのように進捗したか、②不新設原則に対する政府の検討を注視し、埋立工事を直ちに開始しないことと工事着手から起算して6年以内に竣功できることを前提とした工程表の整合性、③当時の経済産業大臣が上関原発は不新設原則の適用対象であると述べているにもかかわらず、その適用について現在も検討が進められているとする見解を採用する理由について補足説明を求めたところ、中国電力は、平成24年12月21日付書面（乙18）により、

①「自主監視船の追加配置、工事用船舶への侵入防止設備の設置等、安全確保に資する工夫を行い、平成23年2月には放水路・放水口基礎マウンド工の一部を実施するなど、工事が進捗した。」

②「中国電力としては、上関原発は重要な電源であり、その用地を確保するために埋立てをする必要性は変わらない。伸長期間につき、政府において不新設原則に関する検討が行われる期間がどの程度となるかが判断できなかったため、その検討を注視する期間を工程表に記載せず、本件許可申請時点において考えられる工程表によって申請した。」

③「当時の経済産業大臣の発言に関して、国から指導等を受けることがなかったことから、現在も国において不新設原則の具体的な適用の検討



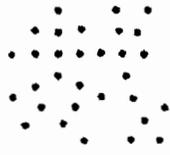
が進められているものとする。」

と回答した。

- (ウ) 港湾課長から、平成25年1月4日付書面(乙12)により、回答期限を平成25年1月25日として、①平成24年4月18日付「埋立に関する工事の進捗状況報告書」により工事進捗率を0%と報告した考え方、②不新設原則の具体的な適用について、現在も国において検討が進められていると考える理由について、補足説明を求めたところ、中国電力は、平成25年1月25日付書面(乙19)により、
- ①『埋立に関する工事の進捗状況報告書』で報告する主要な工事の進捗はないことから、工事進捗率を0%とした。』、
- ②「政府は、不新設原則を示す一方、常に関連する情報を開示しながら検証を行い、不断に見直していくとし、また、当時の経済産業大臣は、平成24年9月28日、不新設原則の具体的な適用について検討の余地があるとする趣旨の発言をした。その後、政権交代があり、前政権のエネルギー政策を見直す意向に関する報道がなされる中で、国から特段の指導等を受けていないことから、現在も、国において、原子力政策に関する検討が続けられているものと判断した。」

と回答した。

- (エ) 港湾課長から、平成25年2月22日付書面(乙13)により、回答期限を平成25年2月22日として、①平成25年1月30日時点において、中国電力が申請書に記載した「指定期間内竣工を阻害した要因」が解消されているか否か、解消されていない場合は、解消できる具体的な時期の見通し、②福島第一における事故以降、中国電力から国に対して上関原発の立地に関する何らかの意思を表示したものがあれば、その具体的内容、③本件免許申請時に添付した埋立必要理由書において説明されていた、国や地方公共団体の計画との整合について、申請書を提出



した時点及び平成25年1月30日時点ではどのようになっているか、
④中国電力が電気事業者の立場において注視しているとする政府（国）の検討とは、政府（国）におけるどのような手続、作業等を指しているのか、及びそのことを注視する理由について補足説明を求めたところ、中国電力は、平成25年2月22日付書面（乙20）及び同年3月6日付書面（乙21）により、

①「福島第一の事故を受け、埋立工事を一時中断し、地元住民の理解を得る活動に取り組むとともに、同事故の事実関係の把握、情報収集に努める中で、同事故の知見を反映した安全対策を取り入れるよう検討を進めてきたことから、指定期間内に竣功することができなかったが、今回提出した設計概要変更申請により阻害要因を解消できているものと考えている。」、

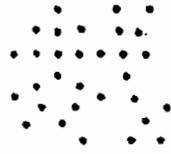
②「至近では、平成24年度電力供給計画を経済産業大臣に届け出ることにより、上関原発の立地に関する意思表示を行っている。」、

③「上関原発（1，2号機）は平成17年2月に国の重要電源開発地点に指定されているが、これに変更はなく、また、上関町の「第3次上関町総合計画」についても変更はないことから、国や地方公共団体の計画との整合性について変わりはない。」、

④「『エネルギー政策に関する政府の検討』及び『（国における）原子力政策に関する検討』については、前者の検討の中に後者の検討が包含されているものとする。中国電力としては、上関原発の重要性に変わりはなく、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画の検討等、引き続き、原発の新設・増設の位置付けを国が決定するプロセスや議論の詳細を注視する。」

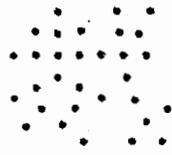
と回答した。

(㊦) 港湾課長から、平成25年3月19日付書面（乙14）により、回答



期限を平成26年4月1日から同月11日までとして、国のエネルギー政策における上関原発の位置付け等について、①当初免許にかかる竣功期限（平成24年10月6日）の時点及び当該時点における将来の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、将来変わる見込みもなかったということ、平成26年3月31日までに調査、収集等を尽くして挙証・説明すること、②回答書を提出する時点及び当該時点における見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後変わる見込みもないことを、平成26年3月31日までに調査、収集等を尽くして挙証・説明すること（工事竣功期間延長許可申請に関する事項に限る。）を求めたところ、前知事の退任後、中国電力は、平成26年4月11日付書面（乙22）により、

①「平成22年6月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、上関原発を含む新增設基数の整理がなされ、平成23年12月13日付けの政府答弁書により当該計画が引き続き効力を有するとされていたこと、平成24年9月に閣議決定された、「今後のエネルギー・環境政策について」では、「革新的エネルギー・環境戦略」を踏まえて、「関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する。」とされていたが、この閣議決定に関し、国からの具体的な指導等がなかったこと、重要電源開発地点指定制度に関し、現時点では見直しを想定していないとする見解を得たところ、竣功期限の時点（平成24年10月6日）においても、見直しを行うことについての情報に接したり、国から指導等を受けることがなかったこと等から、上記竣功期限の時点及び当該時点における将来の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、将来変わる見込みもなかったと考え

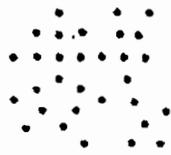


た。】、

②「平成26年2月25日に発出されたエネルギー基本計画の政府の原案において、原子力が「重要なベースロード電源」と位置付けられた上で、今後の原子力の依存度について、「確保していく規模を見極める。」とされたこと、同原案において、エネルギーミックスについて、「各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入や国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）などの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示すこととする」と明記されていること、経済産業大臣が、平成26年2月6日の参議院予算委員会において、既存の原子力発電所の安全確認から進められており、新增設については、その次のステップである旨発言していること等から、回答書を提出する時点（平成26年4月11日）及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後変わる見込みもないと考えた。」

と回答した。

(カ) 港湾課長から、平成26年5月14日付書面（乙15）により、回答期限を平成27年5月15日として、①回答書を提出する時点及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後変わる見込みもないことを挙証・証明すること、②平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画では今後の原子力発電所の新增設について触れられていない中で、エネルギーミックスの構築等の検討の中で上関原発が位置づけられることについて、回答書提出時点の状況を踏まえ、補足して説明すること、③申請からの期間の経過を踏まえ、埋立工事の竣功についてどのように対応しようと考えているか、について補足説明



を求めたところ、中国電力は、平成27年5月15日付書面（乙23）により、

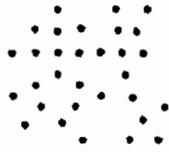
①「重要電源開発地点制度に関し、現時点で見直しを想定していないとの国の見解を得たこと、上関原発の重要電源開発地点の指定は解除されず、国から関連する指導等を受けていないこと等から、回答書提出時点（平成27年5月15日）及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後も変わる見込みもないと考えている。」

②「平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力が「重要なベースロード電源」と位置付けられ、「長期エネルギー需給見通し骨子案」ではエネルギーミックスにおける原子力の比率が示されていること等から、新增設については明記されていないものの、今後、国において、エネルギーミックスを具体化する方策についての検討等において、上関原発も当然に国のエネルギー政策に位置づけられているものと考えている。」

③「竣功期間については、「着手した日から起算して3年以内」を「着手した日から起算して8年8月以内」とする旨の期間改定の申請（再度の期間伸長許可申請）を行うこととし、別途申請書を提出する。」

と回答した。

(キ) 港灣課長は、平成27年6月22日付書面（乙16）によって、回答期限を平成28年6月22日として、①回答書を提出する時点及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後も変わる見込みもないことを挙証・証明すること、②今後の国のエネルギーミックスを具体化する方策についての検討等の中で上関原発が位置づけられることについて、上記回答書提出時点の状況を踏まえ、補足して説明する



こと、③申請及びこれまでの補足説明の回答で示した各事項について、変更の有無及び変更がある場合は回答を提出する時点での状況について補足説明を求めたところ、中国電力は、平成28年6月22日付書面(乙24)により、①「平成17年2月に受けた重要電源開発地点指定につき、引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することはないとする国の見解を得たことから、本回答書を提出する時点及び当該時点における今後の見通しにおいて、重要電源開発地点に指定された上関原発の位置付けが何ら変わることなく存続しており、今後変わる見込みもない。」、

②「温室効果ガス削減目標として排出量を2030年度に2013年度比26%減とする「日本の約束草案」達成の観点、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択されたパリ協定等を踏まえた長期的な視点において、原子力は引き続き重要な電源であり、上関原発は国の政策に位置付けられていると考える。特に、島根原発1号機の廃止を考慮すると、上関原発の開発はこれまで以上に重要である。」、

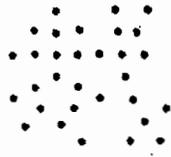
③「申請からの期間の経過を踏まえ、竣功期間について、「着手した日から起算して3年以内」を「着手した日から起算して9年9月以内」とする旨の期間改定の申請(再度の期間伸長許可申請)を行うこととし、別途申請書を提出する。」

と回答した。

(5) 監査請求

ア 第1次監査請求

第1事件原告らは、平成25年6月11日、山口県監査委員に対し、前知事が、①本件許可申請について判断を留保したまま違法な公金の支出(留保中の審査に要する用紙代、人件費等の支出)をし、②本件免許が既に失効しているにもかかわらず本件公有水面を原状に回復させるべき義



務を違法に怠っているとして、地方自治法242条1項に基づき、①について損害を補てんするために必要な措置を、②について懈怠を改めるのに必要な措置を講じることを求める住民監査請求（以下「第1次監査請求」という。）を行ったところ、同監査委員は、平成25年8月2日、上記①にかかる請求については棄却し、上記②にかかる請求については、住民監査請求の対象にはならないとして、これを却下した（甲3、4）。

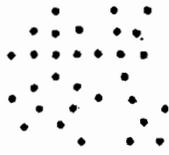
イ 第2次監査請求

第2事件原告らは、平成26年12月3日、山口県監査委員に対し、村岡知事が、①本件許可申請について判断を留保したまま違法な公金（留保中の審査に要する用紙代、人件費等）の支出をし、②本件免許が既に失効しているにもかかわらず本件公有水面を原状に回復させるべき義務を違法に怠っているとして、地方自治法242条1項に基づき、①について損害を補てんするために必要な措置を、②について懈怠を改めるのに必要な措置を講じることを求める住民監査請求（以下「第2次監査請求」という。）を行ったところ、同監査委員は、平成26年12月24日、これらをいずれも却下した（甲50、53）。

ウ 参加原告らによる住民監査請求（丙1ないし13）

(ア) 第2事件参加原告らは、それぞれ、平成27年4月1日から同月5月14日までの間に、山口県監査委員に対し、村岡知事が、①本件許可申請について判断を留保したまま違法な公金（留保中の審査に要する用紙代、人件費等）の支出をし、②本件免許が既に失効しているにもかかわらず本件公有水面を原状に回復させるべき義務を違法に怠っているとして、地方自治法242条1項に基づき、①について損害を補てんするために必要な措置を、②について懈怠を改めるのに必要な措置を講じることを求める住民監査請求を行った。

(イ) 山口県監査委員は、第2事件参加原告福江俊喜の住民監査請求につい



ては、同人が第1次監査請求を行っていたことから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うものとして、平成27年6月16日、その請求をいずれも却下し、その余の第2事件参加原告らの請求については、平成27年5月12日及び同年6月16日に、上記①にかかる各請求についてはいずれも棄却し、上記②にかかる各請求については、住民監査請求の対象にはならないとして、いずれも却下した。

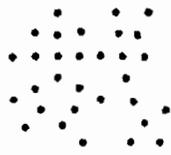
(6) 訴訟提起及び訴え変更申立て等

ア 第1事件原告らは、平成25年8月30日、被告に対し、①地方自治法242条の2第1項4号に基づき、前知事に10万円及びこれに対する平成25年8月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること及び②地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件怠る事実が違法であることの確認を求める住民訴訟を提起した。

その後、前知事が平成26年3月15日に死亡したことに伴い、平成26年6月27日、上記①にかかる請求につき、山本久仁子に対し5万円、小野澤眞紀、山本謙一郎及び山本久江のそれぞれに対し、各1万6666円及びこれらに対する平成26年4月10日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める訴への変更の申立てをした。

イ 第2事件原告らは、平成27年1月23日、被告に対し、①地方自治法242条の2第1項4号に基づき、村岡知事に10万円及びこれに対する平成27年1月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すること及び②地方自治法242条の2第1項3号に基づき、本件怠る事実が違法であることの確認を求める住民訴訟を提起した。

ウ 第2事件参加原告浅野容子、同浅野隆造、同手塚昌弘及び同堀田雅子は平成27年6月10日、第2事件訴訟に共同訴訟参加をする申立て（平成



27年（行ウ）第5号）を行い、第2事件参加原告大久保芙美子、同小畑克枝、同佐藤坤子、同高田穰、同高田香、同浜野ミヨ子、同福江俊喜、同三戸清恵及び同山野鈴子は同年7月14日、第2事件訴訟に共同訴訟参加をする申立て（平成27年（行ウ）第6号）を行った。

（顕著な事実）

4 争点

(1) 第1事件の4号請求にかかる訴えの変更の可否（争点1）

(2) 本案前の争点（訴えの適法性）

ア 本件許可申請に対する判断留保中に行われた支出が財務会計上の行為に該当するか否か（争点2）

イ 本件公有水面が公有財産に該当するか否か（争点3）

ウ 監査請求前置の有無（争点4）

(3) 本案の争点

ア 本件公有水面の管理の違法性の有無（争点5）

イ 本件各支出の違法性の有無（争点6）

ウ 各損害額（争点7）

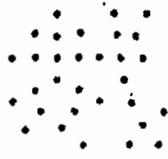
5 争点に対する当事者の主張

(1) 第1事件の4号請求にかかる訴え変更の可否（争点1）

ア 被告の訴え変更不許可決定の申立て

(ア) 第1事件原告らは、平成26年6月27日付「訴えの変更等申立書」及び同年7月4日付「訴えの変更等申立書の訂正申立書」に基づき、訴状記載の請求の趣旨第1項（被告は、山本繁太郎に対し、10万円及びこれに対する平成25年8月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。）を第1の1(1)記載のとおりに変更する訴えの変更を求めている。

(イ) しかしながら、上記変更は、請求の基礎に変更があり、同一性を欠く



点で不適法というべきである。

また、第1事件原告らが求めていた前知事に対する請求は、知事の在職中における行為又は怠る事実にかかる請求であり、当該請求にかかる損害賠償義務は、知事という公的な地位に基づいて生じる一身専属性を有する債務として相続の対象とはならないから、前知事の相続人を請求の相手方とする訴えは不適法である。

よって、上記訴えの変更は許されない。

イ 第1事件原告らの主張

地方自治法242条の2第1項4号の「当該職員」とは、実体法上損害賠償義務又は不当利得返還義務を地方公共団体に負う者であり、機関としての職員ではなく、私人である職員個人を意味するから、第1事件原告らが前知事に対して請求することを求めた債権は、単なる金銭債権である。一身専属的な権利である扶養請求権も、具体的に履行内容が確定して履行期に達したものについては、一般の金銭債権のように相続されることと同様に、第1事件原告らが前知事に対して履行請求することを求めた知事の義務は、公的な地位・立場に専属する一身専属的なものとはいえない。

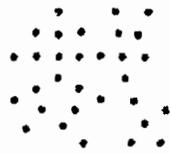
また、当該職員の死亡によって4号請求の途が一切失われるとすれば、違法な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正し、もって地方財務行政の適正な運営確保を図った同請求の制度趣旨が没却されてしまう。

したがって、前知事に対する請求にかかる義務は、一身専属的なものではない。

(2) 本件許可申請に対する判断留保中に行われた支出が財務会計上の行為に該当するか否か(争点2)

ア 第1事件原告ら及び第2事件原告らの主張

地方自治法上、広義の支出は、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)、地方公共団体の長による政令で定めると



ころによる命令（支出命令）及び会計管理者による支出の各段階に分かれるところ、これらが財務会計上の行為に該当することは明らかである。

本件許可申請に対する判断留保中における人件費及び事務関連費の支出は、別表1ないし10のとおり（以下「本件各支出」という。）であり、報酬、共済費、旅費、需用費、役員費、備品購入費及び郵送費が財務会計行為として特定されている。

特に、中国電力に対して本件許可申請にかかる補足説明を求める際に送付した書面（乙10ないし15）の郵送費については、郵送に要した経費、支出負担行為及び支出命令がされた日並びに担当者が明らかとなっており、財務会計行為が個別・具体的に特定されている。また、中国電力本社を訪れるために支出した旅費及び住民監査請求や住民訴訟等に関連する書籍代についても、同様に特定されているといえる。

イ 被告の主張

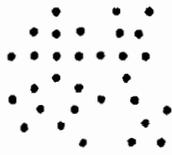
第1事件原告ら及び第2事件原告らが違法と主張する行政の行為は、本件許可申請に対する知事の審査手続であるところ、これは、公水法に基づきなされた免許権者の指揮監督のもとに担当者が行った職務にすぎず、埋立地や公有水面の財産的価値に着目してその価値の維持保全を図るための財務会計上の財産行為には当たらない。したがって、本件訴えは不適法であるから却下を求める。

(3) 本件公有水面が公有財産に該当するか否か（争点3）

ア 被告の主張

地方自治法242条1項にいう「財産」とは、同法237条1項にいう「財産」と同義であるとされているところ、本件公有水面は公水法1条により国の所有に属するものであり、その管理に関する請求は住民監査請求の対象とはならないから、本件公有水面に係る訴えは不適法である。

イ 第1事件原告ら及び第2事件原告らの主張



公有水面が国の所有物であると解することはできないし、公水法1条、2条、4条1号ないし3号、12条、31条、35条の規定によれば、被告が本件公有水面の管理権を有することは明らかである。そして、公物のうち管理主体が所有権を有しない他有公物については、一種の公法上の制限物権が存在するものと理解されていること、公有水面の管理に係る管理権は重要であるというべきことからすると、被告が有する上記管理権も、重要な財産的価値を有するものとして、地方自治法238条1項4号の「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」に含まれ、住民監査請求の対象である財産に当たる。

(4) 監査請求前置の有無（争点4）

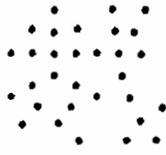
ア 被告の主張

第2事件原告らがした第2次監査請求は、いずれも第1事件に先立って行われた第1次監査請求と同一の行為を対象としたものであるから、不適法である。

したがって、第2事件は、適法な監査請求を前置しない不適法な訴えである。

イ 第2事件原告らの主張

被告の主張は、第1事件と第2事件とは監査対象としては同一行為であるところ、第2事件については最初の監査結果の通知（平成25年8月2日）から既に30日以上が経過しており、出訴期間の要件を満たさないとの主張であるものと解される。被告の上記主張を前提とするならば、第1事件において訴えの変更をなすべきことになるが、そもそも被告は、第1事件において、前知事の行為と第2事件の村岡知事の行為とは監査対象としては同一性がなく、監査請求前置の要件を満たさないと主張していたところである上、第1事件の出訴期間満了時において、第2事件の村岡知事の行為は存在していない。訴えの変更も別訴（第2事件）提起も認められ



ないのであれば、山口県の住民が第2事件の村岡知事の行為に伴う支出の違法性を争う術が完全に失われてしまう結果となる。

したがって、被告の主張は失当であるか、又は公正かつ迅速及び信義誠実な訴訟追行の要請に反する（地方自治法242条11項、行政事件訴訟法43条、7条、民事訴訟法2条）として排斥されるべきである。

(5) 本件公有水面の管理の違法性の有無（争点5）

ア 第1事件原告ら及び第2事件原告らの主張

(ア) 本件免許が失効していること

公有水面埋立免許を受けた者は、知事により指定された期間内に工事を竣功しなければならないとされ、その指定期間内に竣功されない場合には、当該免許は失効するところ（公水法13条、34条1項2号）、前知事及び村岡知事による本件許可申請に対する判断の留保は、違法かつ著しく不合理であり、その瑕疵は、重大かつ明白である。

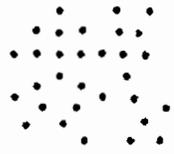
これによれば、当初の指定期間の経過により、本件免許は既に失効しているというべきである。

(イ) 被告が義務を怠っていること

本件免許が失効した以上、被告は、公水法35条本文及び地方自治法138条の2に照らして、山口県が一部管理権を有する自然公物としての本件公有水面を原状に回復させる義務を負っている。

しかるに、本件公有水面においては、中国電力が設置した灯浮標及び棧橋が放置された状態が続いており、被告は、同社に対して、上記灯浮標及び棧橋を撤去させる措置を怠っている。灯浮標及び棧橋が放置されることにより、本件公有水面の適切・安全な利用が著しく阻害され、その価値が損なわれるだけでなく、船舶事故が誘発されて山口県が損害賠償責任を負うおそれも生じている。

イ 被告の主張



争う。

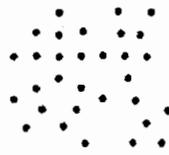
(6) 本件各支出の違法性の有無（争点6）

ア 第1事件原告ら及び第2事件原告らの主張

(ア) 本件許可申請については、平成23年3月11日に福島第一における事故が発生し、原発の新設について全く見通しが立たない状況下において、上関原発が重要電源開発地点としての指定適合要件を満たしていなかったことも踏まえれば、公有水面埋立法施行規則7条により定められた行政運用の基準（①指定期間内に工事に着手（又は工事を竣功）できなかった理由、②指定期間内着手（竣功）を阻害した要因の解消の度合、③埋立てを継続して行う必要性、④伸長期間の設定理由という考慮要素によって、公水法が定める正当の事由の存否の有無を判断する基準）に基づき、新たな指定期間内に確実に着手若しくは竣功することができるといえず、期間の伸長後の竣功時点においてなお土地需要があるともいえないとして、これを却下し、又は不許可と判断することは、極めて容易であった。

(イ) しかるに、前知事は、平成24年10月5日に行われた本件許可申請に対して、直ちに許否の判断をしないばかりか、標準処理期間である平成25年2月26日が経過した後である同年3月19日に、回答期限を平成26年4月11日とする補足説明を求めて審査を継続し、その間、本件免許が失効しないとして、本件許可申請に対する許否の判断を下さなかった。

(ウ) 前知事による判断留保は、公水法13条、13条の2第1項にいう「正当ノ事由」を判断するための合理的な期間を経過し、許可権者である前知事に与えられた延長許可権限を逸脱濫用した違法なものであり、前知事の判断留保期間中に本件免許に関する事務に費やされた人件費、事務関係費等の本件各支出は、財務会計上の義務に違反する違



法なものである。

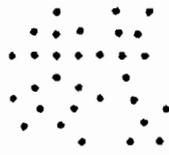
(エ) 前知事は、地方公共団体の長として、委任ないし専決により行われる上記違法な財務会計行為がされることを阻止すべき指揮監督上の義務を負っていたところ、自ら違法に本件許可申請についての判断を留保して、故意又は過失により、平成24年10月5日から平成26年4月10日までの間において、山口県に対して財産的損害を与えた。なお前知事は、同年1月14日に山口県知事を退任しているが、同年4月10日までに生じた損害は、同人による平成25年3月19日の補足説明の求めに起因したものであるといえる。

(オ) 村岡知事は、平成26年2月25日、山口県知事に就任したが、前知事と同様に、本件許可申請に対して直ちに許否の判断を下さないまま、平成26年4月11日付けで中国電力よりなされた補足説明を受け、平成26年5月14日、中国電力に対し、回答期限を平成27年5月15日とする補足説明を求めた。

村岡知事による判断留保は、公水法13条、13条の2第1項にいう「正当ノ事由」を判断するために必要な合理的な期間を経過し、許可権者である村岡知事に与えられた延長許可権限を逸脱濫用した違法なものであり、村岡知事の判断留保期間中に本件免許に関する事務に費やされた人件費、事務関係費の本件各支出は、財務会計上の義務に違反する違法なものである。

村岡知事は、地方公共団体の長として、委任ないし専決により行われる上記違法な財務会計行為がされることを阻止すべき指揮監督上の義務を負っていたところ、自ら違法に本件許可申請についての判断を留保して、故意又は過失により、平成26年2月25日から平成27年1月23日までの間において、山口県に対して財産的損害を与えた。

イ 被告の主張



(ア) 判断の留保に違法がないこと

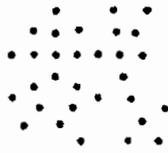
行政庁は、申請に係る要件を審査するに当たり、申請者に対し、資料の提出や説明を求めることができるし（行政手続法8条、山口県行政手続条例7条参照）、法律上の添付書類については、行政手続法7条や山口県行政手続条例6条により、補正を求める権限が認められる。この補正の求めに関して、行政庁が法律上の添付書類以外の書類等の提出を求めたり、審査をより厳密にする見地から資料の提出を求めたりすることは、行政指導として適法に認められる。

そして、本件許可申請について許可又は不許可の処分をするに当たっても、法が規定する正当な事由の有無を根拠をもって判断する必要があることからすれば、中国電力に対して行政指導として補足説明を求めることは、適法であるといえる。標準処理期間を超えて判断を留保したことのみに基づいて違法と評価することはできない。

(イ) 本件各支出について

- a 前記のとおり、仮に、中国電力に対する補足説明を求める文書を送付するために要した郵便費の支出が財務会計上の行為に該当するとしても、当該支出は適法である。

また、①知事としては、本件免許及び本件許可申請が、公定力により有効なものであることを前提として、自らの責任において対応せざるを得ないこと、②前知事及び村岡知事は、いずれも、原子力発電が国政上大きな課題として議論されているが、電源立地についての閣議決定に変更がない中で、慎重に本件許可申請に対する処分を検討する必要があったこと、③その上で、両知事が、本件許可申請について山口県議会で真摯に答弁したところ、判断を留保することに対して非難する意見は提出されなかったこと、④文書により補足説明を求めるという手法自体、適切かつ慎重に対応するためのもの



のであるが、両知事がそのような手法についてまで職員に対して強く指示したわけではないこと、⑤支出した金額をみても県民に多大な損失を与えるものではないことを踏まえれば、上記郵送費の支出に違法はないといえる。

b 原告らが主張する旅費及び一般需用費は、本件許可申請とは何ら関係がなく、その他の支出は損害額が特定されていない。

(7) 各損害額（争点7）

ア 第1事件原告ら及び第2事件原告らの主張

前知事及び村岡知事の各違法行為により山口県に生じた損害は各10万円を下ることはない。

本件許可申請（平成24年10月5日）から前知事の退任（平成26年1月14日）まで、及び、村岡知事の就任（平成26年2月25日）から第2事件訴訟提起（平成27年1月23日）までの間における港湾課及び監理課の人件費・事務関連費は別表1ないし11に記載のとおりであり、その額は前知事の在任中につき569万2115円、村岡知事の在任中につき1億9682万1356円である。

したがって、前知事及び村岡知事の各違法行為により山口県に生じた損害は各10万円を下ることはない。

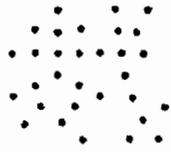
イ 被告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（第1事件の4号請求にかかる訴え変更の可否）について

(1) 第1事件原告らは、第4回口頭弁論期日において、平成26年6月27日付け「訴えの変更等申立書」及び同年7月4日付け「訴えの変更等申立書の訂正申立書」を陳述し、地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条、19条2項及び民事訴訟法143条1項の規定に基づいて、訴状記

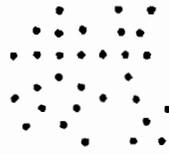


載の請求の趣旨第1項（被告は、山本繁太郎に対し、10万円及びこれに対する平成25年8月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。）を第1の1(1)記載のとおりに変更する訴えの変更を求め、被告は上記訴えの変更は許さない旨の決定を求めている。

(2) そこで検討するに、第1事件原告らによる訴えの変更が許されるためには、新旧両請求の基礎に変更がないこと及びこれによって著しく訴訟手続を遅滞させることのないことが必要であり（行政事件訴訟法7条，民事訴訟法143条1項），また，変更にかかる訴えが適法な訴えであることが求められる。

ア そもそも，住民訴訟は，地方公共団体の執行機関又は職員による地方自治法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから，これを防止するため，地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として，住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え，もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである（最高裁昭和51年（行ツ）第120号同53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485頁参照）。

そして，同法242条の2第1項4号の規定に基づく訴えは，このような住民訴訟の一類型として，財務会計上の行為を行う権限を有する当該職員等に対し，個人としての損害賠償義務の履行を求めるものにほかならない。すなわち，同号の規定に基づく訴えは，同法242条1項所定の地方公共団体の執行機関又は職員による同項所定の一定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実によって地方公共団体が被った損害の回復を目的とするものであり，地方公共団体が，当該職員又は当該違法な行為若しくは怠る事実に係る相手方に対し，実体法上，同法242条の2第1項4号所定の請求権を有するにもかかわらず，これを積極的に行使しようとしないうちに，これを是正することにその趣旨があるのであって，必然的に，当該実



体法上の請求権の存否が審理の対象となるものと解される。

以上によれば、同号所定の損害賠償義務又は不当利得返還義務について、これを地方公共団体の執行機関又は職員としての地位に基づいて発生する特別な公法上の義務であると解する根拠はなく、当該職員が同号所定の訴訟において負う義務については、通常の損害賠償義務又は不当利得返還義務と同一に取り扱うのが相当である。

そうすると、同号にいう「当該職員」又は「相手方」が死亡した場合には、その相続人が当該債務を承継し、同号に基づく損害賠償請求の相手方となり得る法的地位も承継すると解するのが相当であり、当該債務が「当該職員」の一身に専属する性質を有するとする被告の主張を採用することはできない。

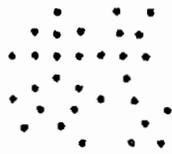
イ また、前知事を請求の相手方とする訴えと、同人の相続人を請求の相手方とする訴えとの間では、請求の相手方となるべき者が異なるのみであり、前知事に係る違法な財務会計上の行為の有無、すなわち、損害賠償義務の存否という実体法上の争点は共通するといえることからすれば、前者の訴えを後者の訴えに変更する場合において、請求の基礎に変更はないというべきであり、また、訴えの変更を認めることにより、訴訟手続が著しく遅滞するということもない。

ウ 加えて、後記のとおり、第1事件原告らが違法であると主張する各支出が財務会計行為に該当すると認められることからすれば、変更後の訴えについて適法性を欠くこともない。

(3) 以上によれば、上記訴えの変更は適法であると認められるから、被告の訴え変更不許可決定の申立ては、これを却下する。

2 争点2（本件許可申請に対する判断留保中に行われた支出が財務会計上の行為に該当するか否か）について

(1) 前記のとおり住民訴訟の趣旨によれば、住民訴訟の対象となるのは、地



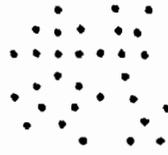
方公共団体の職員等が行う行為又は事実に該当するもののうち、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は怠る事実に限られ、それ以外の一般行政上の行為又は怠る事実については、住民訴訟とはなり得ないと解するのが相当である。そして、その対象とされる事項は、地方自治法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、これらはいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

- (2) これを本件についてみると、原告らが、違法な財務会計上の行為として主張する行為は、別表1ないし11記載のとおり、いずれも、費目、金額、支払日等により特定された個別具体的な「公金の支出」であるから、これらが一般行政上の行為又は事実にすぎないということはできず、財務会計上の行為に当たることは明らかである。

したがって、本件各支出が財務会計上の行為に該当しないことを理由とする被告の本案前の抗弁には理由がない。

3 争点3（本件公有水面が公有財産に該当するか否か）について

- (1) 地方自治法242条の2第1項3号の規定に基づく怠る事実の違法確認の訴えの対象となるものが、同法242条1項所定の普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実に限られることは、上記各規定の文言上明らかというべきである。そして、怠る事実の違法確認の訴えのうち財産の管理を怠る事実を対象とするものは、同法237条が、「この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定め、同法238条が公有財産について、同法239条が物品について、同法240条が債権について、同法241条が基金についてそれぞれ定義していることから、上記の意味における財産の管理を怠る事実を対象とするものであることを要する。



(2) これを本件についてみると、公有水面は「国の所有に属する水面」（公水法1条）であり、その水面を支配し管理することは国の権能に属するものであるから、原告が違法な処分の対象として主張するところのものは、住民訴訟の対象たるべき「財産」には該当しないというほかなく、本件怠る事実の違法確認の訴えは不適法として却下を免れない。

原告らは、知事が埋立免許権の範囲において公有水面を管理する権限を有すると主張するけれども、公水法の免許は、出願者に公有水面を埋め立てる権能を与えるものであって、当該公有水面に係るそれ以外の権限・権能を免許権者や出願者に与えるものではない。また、埋立免許が失効した場合に埋立事業者が負う原状回復義務（公水法35条）が履行されない場合、免許権者である県がその履行を求める行為は、公水法が求める一般的な行政上の目的を達成するための行為であって、財産管理とはその法的性質を異にするから、埋立免許権者である県が財産の管理権限を有するものではない。

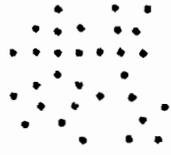
よって、原告らの上記主張は採用できない。

4 争点4（監査請求前置の有無）について

被告は、第2事件原告らがした第2次監査請求は、いずれも第1事件に先立って行われた第1次監査請求と同一の行為を対象としたものであるから不適法であり、第2事件は、適法な監査請求を前置しない不適法な訴えであると主張する。

しかしながら、監査の対象とされた前知事の財務会計行為と村岡知事の財務会計行為とは、時期、主体及び支出の内容において全く異なるものであり、第1次監査請求と第2次監査請求とはそれぞれ対象を異にするというべきである。

そうすると、村岡知事に対する監査請求は監査対象の同一性を理由に却下されているが、適法な住民監査請求が誤って却下された場合でも、住民監査請求を前置したといえるものと解するのが相当であるから、当該却下の通知後30日以内に提起された第2事件が監査請求の前置を欠くとはいえず、この点につ



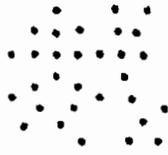
いての被告の主張は採用できない。

5 争点5（本件公有水面の管理の違法性の有無）について

- (1) 公水法が、公有水面埋立免許に際し、都道府県知事において工事の着手及び竣功の期間を指定し、指定期間内に工事の着手又は竣功がなされない場合には免許が失効する（同法13条、34条）ものと定めているのは、同免許が、免許を受けようとする者に埋立区域及び埋立に関する工事施工区域、埋立地の用途、設計の概要、埋立に要する期間等を明示した願書を提出させ（公水法2条2項、3項）、これらを踏まえて、国土利用上の適正性・合理性の有無や環境保全及び災害防止への配慮の十分性等、諸般の免許基準（同法4条）に合致しているかを審査した上でされるものであることから、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われることが、その審査の適正を担保するものといえるためであると考えられる。

他方、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われない場合であっても、都道府県知事において正当の事由ありと認めるときは、指定期間の伸長を許可することができる（同法13条の2第1項）、上記のような指定期間の趣旨に鑑みると、指定期間内に工事の着手又は竣功が行われなかった原因が、埋立免許付与時点における審査、判断の基礎となった前提事情や事実関係に重大な変化が生じたことによるものであって、指定期間の伸長や埋立地の用途、設計の概要の変更のみでは審査の適正を維持できない場合には、新規免許において変更後の事情や事実関係を前提とした前記免許基準の判断が行われるべきであるから、免許権者である都道府県知事は、上記の点を踏まえて「正当の事由」の有無を判断すべきことになる。

そして、「正当の事由」の審査については、都道府県知事に専門的・技術的知見に基づく裁量があると解され、公水法が具体的な審査期間を定めていないこと、同法13条の2第2項において、一定の範囲で、埋立免許付与時点における審査に関する規定が準用されていることから、審査及び判断のため



にどの程度の期間を設けるかという点にも裁量が及ぶと考えられ、標準処理期間を徒過した場合に直ちに判断の留保が違法となるとはいえない。

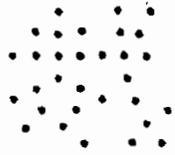
しかし、上記のような公水法の趣旨に鑑みると、上記判断の留保に当たって認められる裁量についても、自ずから限界があるというべきであり、公水法13条の2第1項に基づく埋立てに関する事項の変更または期間の伸長の許可申請がなされた場合には、免許権者としては、公水法の上記趣旨に照らし合理的な期間内に許否の判断を行うべき義務を負うというべきであり、特段の事情なくその判断を遅滞した場合には、当該免許権者の不作為は裁量権の逸脱として違法と評価されるべきことになる。

- (2) これを本件についてみると、前記認定のとおり、中国電力は東日本大震災を機に工事を一旦中断するなどし、その後の工事が進捗していないこと、その後本件許可申請により期間伸長が認められた後も直ちに工事に着手しない旨の方針を表明し、不新設原則等に関する政府の検討を注視する方針を立てていたことが認められる。

他方、前知事及び村岡知事が中国電力に対して求めた補充説明事項の中には、事業者である中国電力の認識としての「政府のエネルギー政策における上関原発の位置付け」等、本来的に客観的な当否の判断に馴染まない事項が繰り返し含まれていたことが認められる。

そうすると、上記のような事項に対する回答の期間を1年程度と定めて許否の判断を留保した結果、既に申請に係る延長期間の末日までに埋立工事に竣工しない蓋然性がある時期を超過して、申請に対する判断を留保することは裁量権の逸脱として、違法となると解するのが相当である。

本件許可申請は、平成24年10月6日から更に竣工期限を3年間延長することを求めるものであり、同申請に関する第1回補足説明(乙17)(平成24年11月13日)では「全体工程内(3年間)で施工可能」とされ、第3回補足説明(乙19)(平成25年1月25日)では「埋立に関



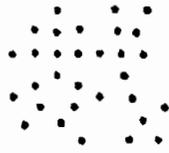
する工事」について、工事進捗率が0%とされていることなどを総合すると、平成25年3月19日に、同日付書面によって中国電力に対し、平成26年4月11日を回答期限とする補足説明を求めることとして判断を留保した時点で、既に同日から延長後の竣功期限まで1年半に満たない状況であり、延長にかかる期間の終期（着手の日から起算して6年後である平成27年10月6日）までに埋立てが竣功する可能性があることが合理的に認められるとはいえず、以後、許否の判断を留保することは裁量権の逸脱として違法の瑕疵を帯びるといわなければならない。

6 争点6（本件各支出の違法性の有無）及び7（各損害額）について

前記判示のとおり、平成25年3月19日以降の判断留保については、延長後の期限までに竣功することが客観的に困難であると認められ、なお判断を留保することは違法となる。

そして、その後になされた支出のうち、別表10記載の平成25年3月19日付け補足説明の依頼文書の発送に係る郵送費120円及び平成26年5月14日付け補足説明の依頼文書の発送に係る郵送費120円については、当該文書の作成名義が港湾課長であるとしても、法的には知事が判断を留保した上で補足説明を求めた主体であるといえること、知事が上記違法を是正する権限も有していたといえることからすると、「当該職員に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、同原因行為を前提としてされた同職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる」（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）としても、その判断の留保に直接関係のある財務会計行為（郵便費）については、これを違法と評価すべきである。

他方、その他の支出については、本件許可申請に対する判断留保に伴うものであって判断留保の違法に伴って当然に違法となる支出とは認め難く、他に違法と評価すべき事情は認められない。



そうすると、第1事件原告らの請求は主文第1項の限度で、第2事件原告らの請求は主文第2項の限度で理由があることに帰する。

第4 結論

以上によれば、第1事件及び第2事件における怠る事実の違法確認の訴えは、いずれも不適法であるから却下し、第1事件原告らのその余の訴えにかかる請求は主文第1項(1)及び(2)の限度で、第2事件原告らのその余の訴えにかかる請求は主文第2項の限度で、いずれも理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

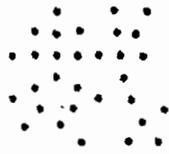
山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 福 井 美 枝

裁判官 橋 本 耕 太 郎

裁判官小山大輔は、転補により署名押印することができない。

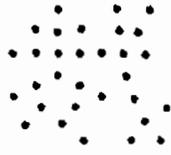
裁判長裁判官 福 井 美 枝



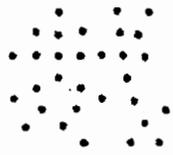
(別紙)

当 事 者 等 目 録

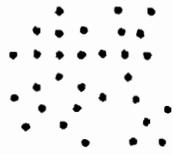
- | | | | | | |
|----|---------------------------------|---|---|---|----|
| 1 | 山口県周南市戸田5265番地
第1・第2事件原告 | 河 | 濟 | 盛 | 正 |
| 2 | 山口県柳井市姫田8番1号
第1事件原告 | 武 | 重 | 登 | 美子 |
| 3 | 山口県熊毛郡田布施町麻郷2208
第1事件原告 | 小 | 中 | | 進 |
| 4 | 山口県周南市大字須々万本郷587番地
第1・第2事件原告 | 三 | 浦 | | 翠 |
| 5 | 山口県周南市花島町6-27
第1・第2事件原告 | 中 | 村 | ミ | ヤ子 |
| 6 | 山口県光市中央4丁目4-7
第1・第2事件原告 | 橋 | 本 | 直 | 行 |
| 7 | 山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地
第1・第2事件原告 | 清 | 水 | 敏 | 保 |
| 8 | 山口市熊野町3-4-302
第1・第2事件原告 | 大 | 和 | 田 | 正明 |
| 9 | 山口市香山町6-13
第1事件原告 | 鴨 | 崎 | 義 | 春 |
| 10 | 山口県周南市新宿通6丁目9-20
第1事件原告 | 下 | 司 | | 寛 |
| 11 | 山口県下関市菊川町上田部205-1
第1・第2事件原告 | 木 | 佐 | 木 | 大助 |
| 12 | 山口市江崎1430番地 | | | | |



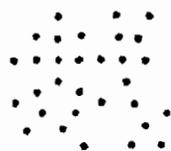
- | | | | | | | |
|----|----------------------|---|---|---|---|---|
| | 第1・第2事件原告 | 山 | 本 | 丈 | 夫 | |
| 13 | 山口県防府市栄町1-2-1 | | | | | |
| | 第1事件原告 | 草 | 地 | 大 | 作 | |
| 14 | 山口県岩国市川西2丁目4-14 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 松 | 田 | 一 | 志 | |
| 15 | 山口県宇部市常盤台1-4-5 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 野 | 村 | 英 | 昭 | |
| 16 | 山口県宇部市常盤町1丁目1-12 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 小 | 畑 | 太 | 作 | |
| 17 | 山口県萩市大字佐々並3356番地 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 松 | 本 | | 隆 | |
| 18 | 山口県周南市河内町5-25 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 藤 | 本 | 明 | 美 | |
| 19 | 山口県熊毛郡平生町大字宇佐木894-1 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 渊 | 上 | 正 | 博 | |
| 20 | 山口県光市虹ヶ丘6丁目2番14号 | | | | | |
| | 第1事件原告 | 勝 | 津 | 真 | 理 | |
| 21 | 山口県宇部市松山町5-7-21 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 佐 | 々 | 木 | 明 | 美 |
| 22 | 山口県熊毛郡上関町大字長島601-5 | | | | | |
| | 第1事件原告 | 田 | 中 | 照 | 久 | |
| 23 | 山口県防府市美和町4番10号 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 那 | 須 | 正 | 幹 | |
| 24 | 山口市平井1644-12 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 河 | 合 | 喜 | 代 | |
| 25 | 山口県熊毛郡平生町大字大野南750-14 | | | | | |



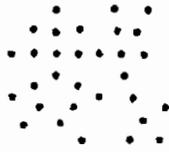
- | | | | | | | |
|----|-----------------------|---|---|---|---|---|
| | 第1・第2事件原告 | 赤 | 松 | 義 | 生 | |
| 26 | 山口県下松市大字末武下380-13 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 嘉 | 本 | | 勲 | |
| 27 | 山口県熊毛郡平生町大字平生村645番地17 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 奈 | 古 | 屋 | 長 | 世 |
| 28 | 山口市上堅小路24-3 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 田 | 熊 | 昭 | 二 | |
| 29 | 山口市小郡金堀町21-1 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 林 | | 洋 | 武 | |
| 30 | 山口市木町3-6 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 大 | 庭 | 平 | 四 | 郎 |
| 31 | 山口市矢原673-8 サンテラスC-102 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 佐 | 藤 | 文 | 明 | |
| 32 | 山口県宇部市西宇部北7丁目9-23-6 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 藤 | 本 | 一 | 規 | |
| 33 | 山口市小郡上郷1329番地1 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 山 | 本 | 晴 | 彦 | |
| 34 | 山口県宇部市錦町17-19 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 安 | 藤 | 公 | 門 | |
| 35 | 山口県宇部市大字船木1421-20 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 浜 | 野 | | 勝 | |
| 36 | 山口県宇部市西岐波吉田832-15 | | | | | |
| | 第1・第2事件原告 | 尼 | 崎 | 安 | 秀 | |
| 37 | 山口県山陽小野田市大字小野田451番地19 | | | | | |
| | 第1事件原告 | 荒 | 木 | 敏 | 昭 | |
| 38 | 山口県宇部市大字中野開作456番8 | | | | | |



- | | | | | |
|-----------------------|---|---|---|-----|
| 第1・第2事件原告 | 藤 | 永 | 佳 | 久 |
| 39 山口市吉敷下東2-11-35 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 磯 | 野 | 有 | 秀 |
| 40 山口市小郡上郷1533-7 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 糸 | 山 | 真 | 理子 |
| 41 山口県周南市大字鹿野上3194-15 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 日 | 坂 | 英 | 子 |
| 42 山口県萩市大字下田万1006番地2 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 藤 | 井 | 郁 | 子 |
| 43 山口県熊毛郡上関町大字祝島110-2 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 山 | 根 | 善 | 夫 |
| 44 山口市小郡新町1丁目10-1 | | | | |
| 第1・第2事件原告 | 吉 | 田 | 達 | 彦 |
| 45 山口県阿武郡阿武町大字福田下2854 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 浅 | 野 | 容 | 子 |
| 46 山口県阿武郡阿武町大字福田下2854 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 浅 | 野 | 隆 | 造 |
| 47 山口県長門市東深川78番地46 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 手 | 塚 | 昌 | 弘 |
| 48 山口県宇部市北迫新町1-9-4 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 堀 | 田 | 雅 | 子 |
| 49 山口県宇部市西岐波1368-6 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 大 | 久 | 保 | 芙美子 |
| 50 山口県宇部市常盤町1丁目1-12 | | | | |
| 第2事件参加原告 | 小 | 畑 | 克 | 枝 |
| 51 山口県宇部市中村3丁目12番25号 | | | | |



	第2事件参加原告	佐藤坤子
52	山口県宇部市西岐波1529-9	
	第2事件参加原告	高田穰
53	山口県宇部市西岐波1529-9	
	第2事件参加原告	高田香
54	山口県宇部市船木1421-20	
	第2事件参加原告	浜野ミヨ子
55	山口県防府市華浦1丁目1番29-1号	
	第2事件参加原告	福江俊喜
56	山口県宇部市西岐波532-10	
	第2事件参加原告	三戸清恵
57	山口県宇部市南小羽山町1丁目11-7	
	第2事件参加原告	山野鈴子
	上記57名訴訟代理人弁護士	田川章次
		内山傑史
		内山新吾
		小沢秀造
		堀良一
		丸山明子
		永井光弘
		浅野正富
		嶋田久夫
		米倉大樹
		石口俊一
		則武透
		仁比聰平



上記57名訴訟代理人弁護士田川章次訴訟復代理人弁護士

田川 瞳
白井 俊 紀

第1事件原告ら訴訟代理人弁護士田川章次訴訟復代理人兼第2事件
原告ら・第2事件参加原告ら訴訟代理人弁護士

平尾 真 吾

山口市滝町1番1号 山口県庁内

第1・第2事件被告

山口 知 事
村岡 嗣 政

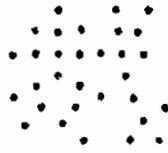
同訴訟代理人弁護士

中谷 正 行
根石 博文
中山 修身

第1・第2事件被告指定代理人

河口 正 己
岡本 文 浩
益本 悟 史
岡田 太 秀
小田村 真 一
山上 大 介
秋津 勉

以上

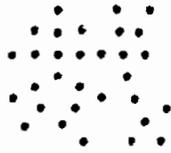


(別紙)

公 有 水 面 目 録

熊毛郡上関町大字長島字瀬水 8 7 7 番 1 から同大字字平野 8 7 9 番 1 に至る土地
の先公有水面, 熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1 から同大字字田ノ浦 7
9 8 番 3 に至る土地の先公有水面及び熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1
地先公有水面

以 上



(別紙)

免 許 目 録

1 免許を受けた者

中国電力株式会社

2 埋立場所

(1) 第一区

熊毛郡上関町大字長島字瀬水 8 7 7 番 1 から同大字字平野 8 7 9 番 1 に至る
土地の先公有水面

(2) 第二区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1 から同大字字田ノ浦 7 9 8 番 3
に至る土地の先公有水面

(3) 第三区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1 地先公有水面

3 埋立面積

(1) 第一区 9 8 4 5 . 5 5 m²

(2) 第二区 1 2 6 6 6 0 . 6 6 m²

(3) 第三区 1 5 2 1 . 5 9 m²

合 計 1 3 8 0 2 7 . 8 0 m²

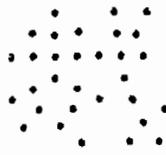
4 免許の年月日及び番号

平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 指令平 2 0 港湾第 4 4 2 号

5 竣功期限

平成 2 4 年 1 0 月 6 日

以 上



(別紙)

関連法令等の概要

【公有水面埋立法】

第1条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

2 公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス

3 本法ハ土地改良法，土地区画整理法，首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律，新住宅市街地開発法，近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律，流通業務市街地の整備に関する法律，都市再開発法，新都市基盤整備法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又ハ密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ変更ノ為必要ナル埋立其ノ他政令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス

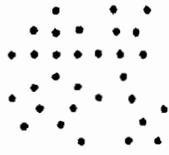
第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

2 前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

- 一 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所
- 二 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域
- 三 埋立地ノ用途
- 四 設計ノ概要
- 五 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

3 前項ノ願書ニハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ図書ヲ添附スベシ

- 一 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ表示シタル図面
- 二 設計ノ概要ヲ表示シタル図書
- 三 資金計画書



四 埋立地（公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ヲ除ク）ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヲシテ使用セシムルコトヲ主タル目的トスル埋立ニ在リテハ其ノ処分方法及予定対価ノ額ヲ記載シタル書面

五 其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル図書

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第二項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2 都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

3 第一項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

4 市町村長第一項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第4条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ

一 国土利用上適正且合理的ナルコト

二 其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト

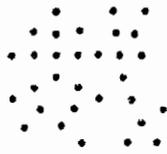
三 埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

四 埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト

五 第二条第三項第四号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト

六 出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト

2 前項第四号及第五号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ国土交通省令



ヲ以テ之ヲ定ム

3 都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス

- 一 其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ
- 二 其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度カ損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ
- 三 其ノ埋立カ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ

第13条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ著手及工事ノ竣功ヲ都道府県知事ノ指定スル期間内ニ為スヘシ

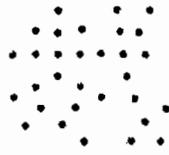
第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

2 第三条、第四条第一項及第二項並第十一条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第四条第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

第34条 左ニ掲クル場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ其ノ効力ヲ失フ但シ都道府県知事ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ効力ヲ失ヒタル日ヨリ起算シ三月内ニ限り其ノ効力ヲ復活セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ始ヨリ其ノ効力ヲ失ハサリシモノト看做ス

- 一 免許条件ニ依リ埋立ニ関スル工事ノ実施設計認可ノ申請ヲ要スル場合ニ於テ申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキ又ハ免許条件ニ於テ指定スル期間内ニ申請ヲ為ササルトキ
- 二 第十三条ノ期間内ニ埋立ニ関スル工事ノ著手又ハ工事ノ竣功ヲ為ササルトキ

2 前項但書ノ規定ニ依リ免許ノ効力ヲ復活セシメタル場合ニ於テハ都道府県



知事ハ免許条件ヲ変更スルコトヲ得

- 第35条 埋立ノ免許ノ効力消滅シタル場合ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ヲ原状ニ回復スヘシ但シ都道府県知事ハ原状回復ノ必要ナシト認ムルモノ又ハ原状回復ヲ為スコト能ハスト認ムルモノニ付埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ申請アルトキ又ハ催告ヲ為スニ拘ラス其ノ申請ナキトキハ原状回復ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
- 2 前項但書ノ義務ヲ免除シタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ存スル土砂其ノ他ノ物件ヲ無償ニテ国ノ所有ニ属セシムルコトヲ得

【公有水面埋立法施行規則】

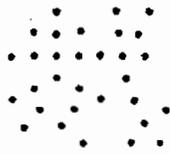
第7条（出願事項の変更等の許可の申請）

法第十三条ノ二第一項の規定による許可の申請は、別記様式第三の申請書を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 埋立区域の縮小にあつては、第二条及び第三条第四号から第九号までの図書
 - 二 埋立地の用途の変更にあつては、第二条第四号並びに第三条第七号から第九号までの図書
 - 三 設計の概要の変更にあつては、第二条第二号から第四号まで及び第三条第五号から第九号までの図書
 - 四 埋立てに関する工事の着手及び竣功の期間の伸長にあつては、第二条第一号口、第三号及び第四号並びに第三条第四号及び第六号の図書

【山口県許認可等事務の標準処理期間に関する規程】

第3条（標準処理期間の設定）



事務所管課長は、その所管する許認可等事務（その所管する出先機関の許認可等事務を含む。）について、現地調査、書類審査等に要する日数等を総合的に勘案して標準処理期間を設定するものとする。

- 2 標準処理期間は、原則として、日、週、月等をもって、具体的に設定するものとする。
- 3 標準処理期間は、申請に対する応答としてふさわしい合理的な範囲内の日数とし、不必要に長い期間を設定してはならない。
- 4 標準処理期間の設定が困難な事務については、学事文書課長に協議するものとする。

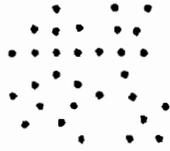
第4条（標準処理期間の算定）

標準処理期間は、申請がその処理機関に到達した日（経由機関が定められている場合にあつては、当該経由機関に到達した日）から起算し、当該申請に対する処分が申請者に到達するまでに通常要すべき標準的な日数とする。

- 2 法令等により、書類の経由、他の機関への協議又は諮問、縦覧等の手続が定められているときには、前項の日数にこれらの手続に必要な日数を加えるものとする。
- 3 標準処理期間には、次に掲げる日数を含まないものとする。
 - (1) 申請に係る書類の不備の補正その他申請者への照会等に要する日数
 - (2) 山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日
 - (3) 災害その他やむを得ない理由により事務処理が不可能となった日数
 - (4) 電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合における当該申請に係る添付書類が処理機関（経由機関が定められている場合にあつては、当該経由機関）に到達するまでの日数

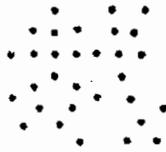
第12条（標準処理期間の適正化）

処理機関の長は、常に許認可等事務の処理について改善合理化を図り、



その標準処理期間の短縮に努めるものとする。

- 2 学事文書課長は、適正な標準処理期間の設定及び運用のために、必要に応じ、関係者等の意見を聴くものとする。



別表1

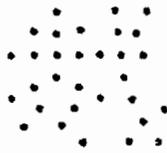
給与・職員手当・共済費
(正規職員に係るもの 港湾課)

	費目	金額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	給与	¥90,144,342	H26.05.16	給与厚生課	H26.05.31	平成26年5月分
2	職員手当	¥69,208,095	同上		同上	
3	共済費	¥25,307,375	同上		同上	
	合計	¥184,659,812				
	山本知事	—				
	村岡知事	¥184,659,812				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。

※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の
人件費・事務関連費を集計した。



別表2

追加費用

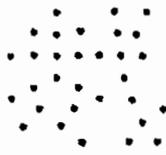
(正規職員に係る共済費の事業主負担の追加負担 港湾課)

	費目	金額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	共済負担金	¥7,641,563	H26.09.17	給与厚生課 担当:盛田	H26.09.25	平成25年度追加費用
	合計	¥7,641,563				
	山本知事	—				
	村岡知事	¥7,641,563				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。

※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。



別表3

報 酬
(山口県地方港湾審議会 港湾課)

	費 目	金 額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備 考
1	報酬	¥9,200	H25.08.20	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H25.08.30	相手方:澤 喜司郎
2	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.30	相手方:榑原弘之
3	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.28	相手方:金子敦子
4	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.28	相手方:坂本京子
5	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.28	相手方:藤井英雄
6	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.28	相手方:鴨頭明人
7	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.28	相手方:守田平人
8	同上	¥9,200	H25.08.20	同上	H25.08.30	相手方:荒瀬 真
9	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:澤 喜司郎
10	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:榑原弘之
11	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:坂本京子
12	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:藤井英雄
13	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:守田平人
14	同上	¥9,200	H26.02.27	同上	H26.03.07	相手方:坂本人志
	合 計	¥128,800				
	山本知事	¥73,600				
	村岡知事	¥55,200				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。

※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。

別表4

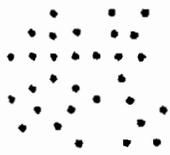
共済費
(社会保険料・労働保険料 港湾課)

	費目	金額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	共益費	¥39,576	H25.05.21	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H25.05.31	平成25年4月分
2	同上	¥39,576	H25.06.24	同上	H25.07.01	平成25年5月分
3	同上	¥3,820	H25.06.26	同上	H25.07.10	平成25年度労働保険概算保険料(雇用保険)
4	同上	¥47,938	H25.07.19	同上	H25.07.31	平成25年6月分
5	同上	¥39,576	H25.08.21	同上	H25.09.02	平成25年7月分
6	同上	¥39,576	H25.09.19	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:渡辺	H25.09.30	平成25年8月分
7	同上	¥40,080	H25.10.21	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H25.10.31	平成25年9月分
8	同上	¥40,080	H25.11.21	同上	H25.12.02	平成25年10月分
9	同上	¥40,080	H25.12.20	同上	H26.01.06	平成25年11月分
10	同上	¥48,548	H26.01.21	同上	H26.01.31	平成25年12月分
11	同上	¥40,080	H26.02.20	同上	H26.02.28	平成26年1月分
12	同上	¥40,080	H26.03.28	同上	H26.03.31	平成26年2月分
13	同上	¥35,990	H26.04.22	給与厚生課 主査:阿武 担当:秋山	H26.04.30	平成26年3月分
14	同上	¥4,211	H26.04.22	同上	H26.04.30	平成26年3月分
	合計	¥499,211				
	山本知事	¥330,302				
	村岡知事	¥168,909				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。

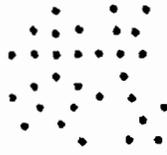
※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月8日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人情費・事務関連費を集計した。



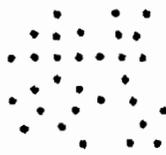
別表5

旅 費
(監理課・港灣課)

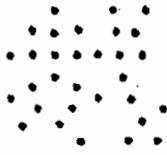
	費 目	金 額	支 払 日	備 考	甲		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11	同上	¥3,140	H25.04.30	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.05.31	平成25年4月8日分	
12	同上	¥6,600	H25.04.30	同上	H25.05.14	平成25年4月8日分	
13	同上	¥7,920	H25.04.30	同上	H25.05.14	平成25年4月9日分	
14	同上	¥7,920	H25.04.30	同上	H25.05.14	平成25年4月9日分	
15	同上	¥8,400	H25.04.30	同上	H25.05.31	平成25年4月8日分	
16	同上	¥3,210	H25.04.30	同上	H25.05.10	平成25年4月9日分	
17	同上	¥8,400	H25.04.30	同上	H25.05.14	平成25年4月9日分	
18	同上	¥3,210	H25.04.30	同上	H25.05.10	平成25年4月8日分	
19	同上	¥8,400	H25.04.30	同上	H25.05.14	平成25年4月8日分	
20	同上	¥2,769	H25.05.01	同上	H25.05.31	平成25年4月8日分	
21	同上	¥7,140	H25.05.01	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.05.14	平成25年4月8日分	
22	同上	¥7,140	H25.05.01	同上	H25.05.14	平成25年4月8日分	



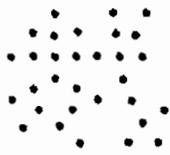
23	同上	¥46,120	H25.05.08	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.05.14	平成25年4月8日～9日分
24	同上	¥7,140	H25.05.08	同上	H25.05.14	平成25年4月9日分
25	同上	¥8,400	H25.05.08	同上	H25.05.14	平成25年4月8日分
26	同上	¥3,191	H25.05.08	同上	H25.05.31	平成25年4月8日分
27	同上	¥6,900	H25.05.17	同上	H25.05.31	平成25年4月18日～19日分
28	同上	¥46,500	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月18日～19日分
29	同上	¥3,140	H25.05.17	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
30	同上	¥6,600	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
31	同上	¥2,400	H25.05.17	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
32	同上	¥9,860	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
33	同上	¥3,780	H25.05.17	同上	H25.05.27	平成25年4月26日分
34	同上	¥7,140	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
35	同上	¥2,610	H25.05.17	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
36	同上	¥8,190	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
37	同上	¥2,400	H25.05.17	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.05.31	平成25年4月26日分
38	同上	¥13,440	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
39	同上	¥2,400	H25.05.17	同上	H25.05.27	平成25年4月26日分
40	同上	¥8,400	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
41	同上	¥2,400	H25.05.17	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
42	同上	¥6,600	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
43	同上	¥2,400	H25.05.17	同上	H25.05.27	平成25年4月26日分
44	同上	¥6,600	H25.05.17	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
45	同上	¥3,240	H25.05.22	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.05.31	平成25年4月19日分
46	同上	¥9,240	H25.05.22	同上	H25.05.30	平成25年4月19日分
47	同上	¥3,626	H25.05.22	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
48	同上	¥8,400	H25.05.22	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
49	同上	¥2,400	H25.05.22	同上	H25.05.31	平成25年4月26日分
50	同上	¥2,900	H25.05.22	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
51	同上	¥3,090	H25.05.22	同上	H25.05.29	平成25年4月26日分
52	同上	¥8,400	H25.05.22	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
53	同上	¥2,400	H25.05.22	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.05.31	平成25年4月26日分
54	同上	¥6,600	H25.05.22	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
55	同上	¥9,976	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月22日～23日分
56	同上	¥38,399	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月22日～23日分
57	同上	¥7,090	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月18日～19日分
58	同上	¥47,600	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月18日～19日分
59	同上	¥3,270	H25.05.23	同上	H25.05.31	平成25年4月24日分
60	同上	¥8,400	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月24日分
61	同上	¥3,191	H25.05.23	同上	H25.05.29	平成25年4月26日分
62	同上	¥8,400	H25.05.23	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
63	同上	¥3,210	H25.05.24	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
64	同上	¥8,400	H25.05.24	同上	H25.05.30	平成25年4月26日分
65	同上	¥3,210	H25.05.27	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.06.10	平成25年5月15日分



66	同上	¥8,400	H25.05.27	同上	H25.06.14	平成25年5月15日分
67	同上	¥3,690	H25.05.28	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.30	平成25年4月分
68	同上	¥1,200	H25.05.28	同上	H25.06.04	平成25年4月分
69	同上	¥8,070	H25.05.28	同上	H25.06.30	平成25年4月分
70	同上	¥1,366	H25.05.28	同上	H25.06.04	平成25年4月分
71	同上	¥8,320	H25.05.30	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.06.07	平成25年5月9日~10日分
72	同上	¥40,300	H25.05.30	同上	H25.06.14	平成25年5月9日~10日
73	同上	¥9,880	H25.05.30	同上	H25.06.07	平成25年5月9日~10日
74	同上	¥40,300	H25.05.30	同上	H25.06.14	平成25年5月9日~10日
75	同上	¥2,400	H25.05.30	同上	H25.06.07	平成25年5月15日分
76	同上	¥8,400	H25.05.30	同上	H25.06.14	平成25年5月15日分
77	同上	¥3,978	H25.05.31	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.13	平成25年4月分
78	同上	¥1,091	H25.05.31	同上	H25.06.13	平成25年4月分
79	同上	¥2,100	H25.06.03	同上	H25.06.14	平成25年4月分
80	同上	¥4,210	H25.06.03	同上	H25.06.14	平成25年4月分
81	同上	¥3,060	H25.06.03	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.15	平成25年4月分
82	同上	¥960	H25.06.04	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.20	平成25年4月分
83	同上	¥7,380	H25.06.07	同上	H25.06.20	平成25年4月8日~9日
84	同上	¥4,830	H25.06.10	同上	H25.06.26	平成25年5月分
85	同上	¥3,390	H25.06.10	同上	H25.06.26	平成25年5月分
86	同上	¥15,450	H25.06.10	同上	H25.06.26	平成25年5月分
87	同上	¥2,100	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
88	同上	¥2,280	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
89	同上	¥1,749	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
90	同上	¥1,110	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
91	同上	¥3,870	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
92	同上	¥5,711	H25.06.10	同上	H25.06.28	平成25年5月分
93	同上	¥2,400	H25.06.12	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.06.24	平成25年5月29日分
94	同上	¥9,860	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月29日分
95	同上	¥6,020	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月24日分
96	同上	¥44,340	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月24日分
97	同上	¥3,210	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月21日分
98	同上	¥8,400	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月21日分
99	同上	¥2,920	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月21日分
100	同上	¥7,920	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月21日分
101	同上	¥3,510	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月22日分
102	同上	¥8,400	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月22日分
103	同上	¥2,720	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月24日分
104	同上	¥37,780	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月24日分
105	同上	¥3,191	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月21日分
106	同上	¥8,400	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月21日分
107	同上	¥5,850	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月31日分
108	同上	¥38,940	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月31日分
109	同上	¥2,400	H25.06.12	同上	H25.06.24	平成25年5月29日分

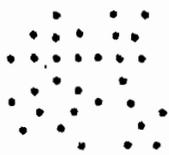


110	同上	¥9,860	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月29日分
111	同上	¥996	H25.06.12	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.28	平成25年5月分
112	同上	¥136	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月分
113	同上	¥6,810	H25.06.12	同上	H25.06.28	平成25年5月分
114	同上	¥10,830	H25.06.13	同上	H25.06.28	平成25年5月分
115	同上	¥6,318	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
116	同上	¥15,510	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
117	同上	¥3,042	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
118	同上	¥702	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
119	同上	¥2,190	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
120	同上	¥2,820	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
121	同上	¥2,100	H25.06.17	同上	H25.06.28	平成25年5月分
122	同上	¥9,873	H25.06.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.06.27	平成25年5月27日~28日分
123	同上	¥49,540	H25.06.19	同上	H25.06.28	平成25年5月27日~28日分
124	同上	¥2,714	H25.06.19	同上	H25.06.27	平成25年5月22日分
125	同上	¥8,400	H25.06.19	同上	H25.06.28	平成25年5月22日分
126	同上	¥5,870	H25.06.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.06.27	平成25年5月22日分
127	同上	¥44,340	H25.06.19	同上	H25.06.28	平成25年5月22日分
128	同上	¥5,570	H25.06.21	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.06.28	平成25年5月22日分
129	同上	¥44,340	H25.06.21	同上	H25.06.28	平成25年5月22日分
130	同上	¥69,460	H25.06.25	同上	H25.07.04	平成25年6月12日~14日分
131	同上	¥3,210	H25.06.28	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.07.08	平成25年6月13日分
132	同上	¥8,400	H25.06.28	同上	H25.07.12	平成25年6月13日分
133	同上	¥3,191	H25.06.28	同上	H25.07.31	平成25年6月6日分
134	同上	¥8,400	H25.06.28	同上	H25.07.12	平成25年6月6日分
135	同上	¥3,150	H25.06.28	同上	H25.07.31	平成25年6月6日分
136	同上	¥8,400	H25.06.28	同上	H25.07.12	平成25年6月6日分
137	同上	¥2,920	H25.06.28	同上	H25.07.08	平成25年6月6日分
138	同上	¥7,920	H25.06.28	同上	H25.07.12	平成25年6月6日分
139	同上	¥2,920	H25.06.28	同上	H25.07.08	平成25年6月13日分
140	同上	¥7,920	H25.06.28	同上	H25.07.12	平成25年6月13日分
141	同上	¥8,762	H25.07.01	同上	H25.07.08	平成25年6月4日~5日
142	同上	¥38,300	H25.07.01	同上	H25.07.12	平成25年6月4日~5日
143	同上	¥3,150	H25.07.05	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.07.11	平成25年6月13日分
144	同上	¥8,400	H25.07.05	同上	H25.07.12	平成25年6月13日分
145	同上	¥3,420	H25.07.05	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.07.31	平成25年4月分
146	同上	¥1,880	H25.07.05	同上	H25.07.22	平成25年5月分
147	同上	¥44,020	H25.07.08	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.07.12	平成25年6月4日~7日分



148	同上	¥3,000	H25.07.11	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.07.31	平成25年6月21日分	
149	同上	¥8,400	H25.07.11	同上	H25.07.30	平成25年6月21日分	
150	同上	¥2,400	H25.07.11	同上	H25.07.31	平成25年6月21日分	
151	同上	¥6,600	H25.07.11	同上	H25.07.30	平成25年6月21日分	
152	同上	¥2,400	H25.07.11	同上	H25.07.22	平成25年6月21日分	
153	同上	¥6,600	H25.07.11	同上	H25.07.30	平成25年6月21日分	
154	同上	¥9,140	H25.07.11	同上	H25.07.31	平成25年6月21日分	56.4
155	同上	¥6,600	H25.07.11	同上	H25.07.30	平成25年6月25日分	
156	同上	¥3,510	H25.07.11	同上	H25.07.23	平成25年6月28日分	56.5
157	同上	¥8,400	H25.07.12	同上	H25.07.30	平成25年6月28日分	
158	同上	¥2,700	H25.07.12	同上	H25.07.23	平成25年6月23日分	56.6
159	同上	¥8,400	H25.07.12	同上	H25.07.30	平成25年6月28日分	
160	同上	¥7,120	H25.07.12	同上	H25.07.23	平成25年6月20日~21日分	
161	同上	¥43,400	H25.07.12	同上	H25.07.30	平成25年6月20日~21日分	
162	同上	¥14,550	H25.07.12	同上	H25.07.22	平成25年6月4日~7日	
163	同上	¥4,660	H25.07.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.07.29	平成25年5月分	
164	同上	¥6,330	H25.07.19	同上	H25.07.29	平成25年5月分	
165	同上	¥3,330	H25.07.19	同上	H25.07.29	平成25年5月分	56.7
166	同上	¥2,130	H25.07.19	同上	H25.07.29	平成25年5月分	
167	同上	¥5,130	H25.07.19	同上	H25.07.31	平成25年5月分	
168	同上	¥3,380	H25.07.19	同上	H25.07.31	平成25年5月分	
169	同上	¥3,360	H25.07.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.07.31	平成25年6月25日分	
170	同上	¥8,400	H25.07.19	同上	H25.07.30	平成25年6月25日分	
171	同上	¥7,390	H25.07.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.07.31	平成25年6月20日~21日分	
172	同上	¥43,400	H25.07.19	同上	H25.07.30	平成25年6月20日~21日分	
173	同上	¥6,900	H25.07.23	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:木村	H25.07.31	平成25年6月20日~21日分	
174	同上	¥42,400	H25.07.23	同上	H25.07.30	平成25年6月20日~21日分	
175	同上	¥3,888	H25.07.23	同上	H25.07.31	平成25年6月21日分	
176	同上	¥7,140	H25.07.23	同上	H25.07.30	平成25年6月21日分	
177	同上	¥10,573	H25.07.29	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.08.07	平成25年7月2日~3日分	
178	同上	¥47,340	H25.07.29	同上	H25.08.14	平成25年7月2日~3日	
179	同上	¥2,840	H25.07.29	同上	H25.08.07	平成25年7月1日分	
180	同上	¥6,600	H25.07.29	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.08.14	平成25年7月1日分	
181	同上	¥3,150	H25.07.29	同上	H25.08.31	平成25年7月1日分	
182	同上	¥8,400	H25.07.29	同上	H25.08.14	平成25年7月1日分	
183	同上	¥2,720	H25.07.31	同上	H25.08.31	平成25年7月12日分	

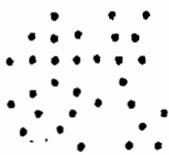
184	同上	¥35,560	H25.07.31	同上	H25.08.14	平成25年7月12日分
185	同上	¥10,840	H25.08.05	同上	H25.08.15	平成25年7月26日分
186	同上	¥2,769	H25.08.06	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.08.13	平成25年7月1日分
187	同上	¥7,140	H25.08.06	同上	H25.08.14	平成25年7月1日分
188	同上	¥7,140	H25.08.08	同上	H25.08.14	平成25年7月5日分
189	同上	¥1,140	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
190	同上	¥2,446	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
191	同上	¥11,370	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
192	同上	¥7,710	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
193	同上	¥3,330	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
194	同上	¥1,272	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
195	同上	¥4,830	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
196	同上	¥2,393	H25.08.09	同上	H25.08.31	平成25年6月分
197	同上	¥9,270	H25.08.09	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.08.31	平成25年6月分
198	同上	¥4,830	H25.08.09	同上	H25.08.22	平成25年6月分
199	同上	¥3,510	H25.08.12	同上	H25.08.26	平成25年7月23日分
200	同上	¥8,400	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月23日分
201	同上	¥3,870	H25.08.12	同上	H25.08.26	平成25年7月31日分
202	同上	¥7,140	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月31日分
203	同上	¥3,150	H25.08.12	同上	H25.08.26	平成25年7月23日分
204	同上	¥8,400	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月23日分
205	同上	¥3,253	H25.08.12	同上	H25.08.26	平成25年7月23日分
206	同上	¥8,400	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月23日分
207	同上	¥3,191	H25.08.12	同上	H25.08.31	平成25年7月25日分
208	同上	¥8,400	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月25日分
209	同上	¥3,150	H25.08.12	同上	H25.08.26	平成25年7月26日分
210	同上	¥8,400	H25.08.12	同上	H25.08.30	平成25年7月26日分
211	同上	¥3,030	H25.08.13	同上	H25.08.22	平成25年7月分
212	同上	¥15,420	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
213	同上	¥1,692	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
214	同上	¥2,280	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
215	同上	¥5,229	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
216	同上	¥5,220	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
217	同上	¥13,683	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
218	同上	¥2,220	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
219	同上	¥2,280	H25.08.13	同上	H25.08.31	平成25年7月分
220	同上	¥653	H25.08.14	同上	H25.08.31	平成25年6月分
221	同上	¥8,561	H25.08.16	同上	H25.08.31	平成25年6月分
222	同上	¥10,650	H25.08.16	同上	H25.08.31	平成25年6月分
223	同上	¥4,266	H25.08.19	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.08.31	平成25年7月5日分
224	同上	¥600	H25.08.20	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.08.28	平成25年8月1日分
225	同上	¥2,130	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分
226	同上	¥1,020	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分
227	同上	¥2,760	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分
228	同上	¥13,220	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分
229	同上	¥2,790	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分
230	同上	¥3,300	H25.08.20	同上	H25.08.28	平成25年8月1日分



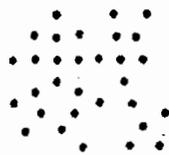
231	同上	¥9,870	H25.08.22	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.08.31	平成25年7月28日~29日分
232	同上	¥38,300	H25.08.22	同上	H25.08.30	平成25年7月28日~29日分
233	同上	¥6,640	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月28日~29日分
234	同上	¥44,480	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月28日~29日分
235	同上	¥2,769	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月23日分
236	同上	¥7,140	H25.08.23	同上	H25.08.30	平成25年7月23日分
237	同上	¥2,400	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月23日分
238	同上	¥9,860	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月23日分
239	同上	¥2,400	H25.08.23	同上	H25.08.31	平成25年7月22日分
240	同上	¥9,860	H25.08.23	同上	H25.08.30	平成25年7月22日分
241	同上	¥2,947	H25.08.26	同上	H25.08.31	平成25年7月22日分
242	同上	¥8,400	H25.08.26	同上	H25.08.30	平成25年7月22日分
243	同上	¥9,916	H25.08.26	同上	H25.09.06	平成25年8月8日~9日
244	同上	¥54,800	H25.08.26	同上	H25.09.13	平成25年8月8日~9日
245	同上	¥9,610	H25.08.26	同上	H25.09.05	平成25年8月8日~9日
246	同上	¥54,800	H25.08.26	同上	H25.09.13	平成25年8月8日~9日
247	同上	¥10,026	H25.08.26	同上	H25.09.30	平成25年8月8日~9日
248	同上	¥54,800	H25.08.26	同上	H25.09.13	平成25年8月8日~9日
249	同上	¥4,770	H25.08.26	同上	H25.09.30	平成25年8月12日分
250	同上	¥49,640	H25.08.26	同上	H25.09.13	平成25年8月12日分
251	同上	¥9,116	H25.09.04	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.09.18	平成25年7月分
252	同上	¥2,340	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
253	同上	¥3,510	H25.09.04	同上	H25.09.25	平成25年6,7月分
254	同上	¥4,380	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
255	同上	¥743	H25.09.04	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H25.09.18	平成25年7月分
256	同上	¥960	H25.09.04	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.09.30	平成25年7月分
257	同上	¥12,780	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
258	同上	¥10,740	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
259	同上	¥696	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
260	同上	¥2,232	H25.09.04	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.09.30	平成25年7月分
261	同上	¥2,970	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
262	同上	¥2,723	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
263	同上	¥11,190	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
264	同上	¥7,154	H25.09.04	同上	H25.09.18	平成25年7月分
265	同上	¥7,428	H25.09.04	同上	H25.09.30	平成25年7月分
266	同上	¥5,070	H25.09.04	同上	H25.09.30	平成25年7月分
267	同上	¥3,210	H25.09.09	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.09.25	平成25年8月19日分
268	同上	¥9,240	H25.09.09	同上	H25.09.30	平成25年8月19日分
269	同上	¥6,110	H25.09.10	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.09.25	平成25年8月22日分

270	同上	¥7,000	H25.09.11	给与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.09.30	平成25年8月29日~30 日分
271	同上	¥22,560	H25.09.11	同上	H25.09.30	平成25年8月29日~30 日分
272	同上	¥2,400	H25.09.11	同上	H25.09.25	平成25年8月19日分
273	同上	¥9,240	H25.09.11	同上	H25.09.30	平成25年8月19日分
274	同上	¥3,210	H25.09.11	同上	H25.09.25	平成25年8月19日分
275	同上	¥9,240	H25.09.11	同上	H25.09.30	平成25年8月19日分
276	同上	¥38,940	H25.09.17	给与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25.09.30	平成25年8月22日分
277	同上	¥300	H25.09.20	给与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.09.30	平成25年7月分
278	同上	¥2,591	H25.09.20	同上	H25.09.30	平成25年6月分
279	同上	¥4,830	H25.09.24	同上	H25.10.01	平成25年8月分
280	同上	¥2,376	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年8月分
281	同上	¥2,580	H25.09.24	同上	H25.10.01	平成25年8月分
282	同上	¥3,150	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年8月分
283	同上	¥1,620	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年6月分
284	同上	¥11,370	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年6月分
285	同上	¥9,000	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年8月分
286	同上	¥10,001	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年7,8月分
287	同上	¥11,370	H25.09.24	同上	H25.10.31	平成25年8月分
288	同上	¥2,700	H25.09.27	同上	H25.10.09	平成25年9月5日分
289	同上	¥8,400	H25.09.27	同上	H25.10.11	平成25年9月5日分
290	同上	¥3,330	H25.09.27	同上	H25.10.31	平成25年9月5日分
291	同上	¥8,400	H25.09.27	同上	H25.10.11	平成25年9月5日分
292	同上	¥2,840	H25.09.27	同上	H25.10.31	平成25年9月4日分
293	同上	¥6,600	H25.09.27	同上	H25.10.11	平成25年9月4日分
294	同上	¥3,060	H25.09.27	同上	H25.10.31	平成25年9月4日分
295	同上	¥8,400	H25.09.27	同上	H25.10.11	平成25年9月4日分
296	同上	¥6,540	H25.10.02	给与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.10.06	平成25年8月分
297	同上	¥300	H25.10.02	同上	H25.10.31	平成25年8月分
298	同上	¥3,120	H25.10.02	同上	H25.10.06	平成25年8月分
299	同上	¥2,160	H25.10.02	同上	H25.10.06	平成25年8月分
300	同上	¥1,583	H25.10.02	同上	H25.10.06	平成25年8月分
301	同上	¥4,200	H25.10.02	同上	H25.10.31	平成25年8月分
302	同上	¥2,820	H25.10.02	同上	H25.10.06	平成25年8月分
303	同上	¥1,200	H25.10.02	同上	H25.10.31	平成25年8月分
304	同上	¥1,906	H25.10.02	同上	H25.10.31	平成25年8月分
305	同上	¥3,918	H25.10.02	同上	H25.10.31	平成25年8月分
306	同上	¥8,490	H25.10.02	同上	H25.10.06	平成25年8月分
307	同上	¥3,150	H25.10.07	给与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.10.31	平成25年9月5日分
308	同上	¥8,400	H25.10.07	同上	H25.10.31	平成25年9月5日分
309	同上	¥4,710	H25.10.08	给与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.10.31	平成25年8月分
310	同上	¥3,060	H25.10.09	给与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.10.24	平成25年9月20日分

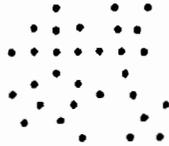
311	同上	¥8,400	H25.10.09	同上	H25.10.30	平成25年9月20日分
312	同上	¥2,840	H25.10.09	同上	H25.10.24	平成25年9月20日分
313	同上	¥6,600	H25.10.09	同上	H25.10.30	平成25年9月20日分
314	同上	¥600	H25.10.23	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.11.05	平成25年8月分
315	同上	¥5,550	H25.10.23	同上	H25.11.05	平成25年8月分
316	同上	¥2,910	H25.10.23	同上	H25.11.05	平成25年8月分
317	同上	¥3,150	H25.10.24	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.11.05	平成25年10月10日分
318	同上	¥8,400	H25.10.24	同上	H25.11.14	平成25年10月10日分
319	同上	¥3,210	H25.10.25	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.11.08	平成25年10月10日分
320	同上	¥8,400	H25.10.25	同上	H25.11.14	平成25年10月10日分
321	同上	¥2,872	H25.10.25	同上	H25.11.30	平成25年10月10日分
322	同上	¥8,400	H25.10.25	同上	H25.11.30	平成25年10月10日分
323	同上	¥551	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
324	同上	¥15,150	H25.10.30	同上	H25.11.18	平成25年9月分
325	同上	¥5,820	H25.10.30	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.11.12	平成25年9月分
326	同上	¥432	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
327	同上	¥2,100	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
328	同上	¥9,900	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
329	同上	¥3,489	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
330	同上	¥1,320	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
331	同上	¥2,466	H25.10.30	同上	H25.11.12	平成25年9月分
332	同上	¥2,850	H25.11.01	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.11.11	平成25年9月分
333	同上	¥4,185	H25.11.05	同上	H25.11.18	平成25年9月分
334	同上	¥8,550	H25.11.08	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25.11.22	平成25年10月分
335	同上	¥1,186	H25.11.08	同上	H25.11.30	平成25年10月分
336	同上	¥1,929	H25.11.11	同上	H25.11.30	平成25年9月分
337	同上	¥3,300	H25.11.12	同上	H25.11.30	平成25年10月28日分
338	同上	¥9,640	H25.11.12	同上	H25.11.29	平成25年10月28日分
339	同上	¥2,400	H25.11.12	同上	H25.11.21	平成25年10月29日分
340	同上	¥6,600	H25.11.12	同上	H25.11.29	平成25年10月29日分
341	同上	¥3,210	H25.11.12	同上	H25.11.21	平成25年10月25日分
342	同上	¥8,400	H25.11.12	同上	H25.11.29	平成25年10月25日分
343	同上	¥3,210	H25.11.12	同上	H25.11.21	平成25年10月22日分
344	同上	¥8,400	H25.11.12	同上	H25.11.29	平成25年10月22日分
345	同上	¥2,840	H25.11.12	同上	H25.11.21	平成25年10月22日分
346	同上	¥6,600	H25.11.12	同上	H25.11.29	平成25年10月22日分
347	同上	¥2,700	H25.11.12	同上	H25.11.30	平成25年10月25日分
348	同上	¥8,400	H25.11.12	同上	H25.11.30	平成25年10月25日分
349	同上	¥6,150	H25.11.18	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25.12.06	平成25年10月分
350	同上	¥8,533	H25.11.18	同上	H25.12.06	平成25年10月分
351	同上	¥300	H25.11.18	同上	H25.12.31	平成25年10月分
352	同上	¥5,280	H25.11.18	同上	H25.12.31	平成25年10月分



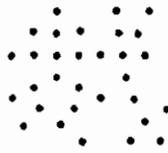
353	同上	¥3,270	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月分	
354	同上	¥2,490	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月分	
355	同上	¥16,075	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月29~31日	
356	同上	¥8,700	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月分	
357	同上	¥7,292	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月分	
358	同上	¥2,100	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 31	平成25年10月分	
359	同上	¥3,816	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
360	同上	¥5,130	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
361	同上	¥4,200	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
362	同上	¥593	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
363	同上	¥3,310	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
364	同上	¥6,011	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
365	同上	¥5,178	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
366	同上	¥8,050	H25. 11. 18	同上	H25. 12. 03	平成25年10月分	
367	同上	¥9,650	H25. 11. 26	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25. 12. 05	平成25年10月31日~11 月1日分	
368	同上	¥65,910	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 13	平成25年10月31日~11 月1日分	
369	同上	¥3,096	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 05	平成25年11月5日分	
370	同上	¥6,600	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 13	平成25年11月5日分	
371	同上	¥21,408	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 05	平成25年10月30日~11 月1日分	
372	同上	¥54,840	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 13	平成25年10月30日~11 月1日分	
373	同上	¥7,370	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 05	平成25年10月31日~11 月1日分	
374	同上	¥65,910	H25. 11. 26	同上	H25. 12. 13	平成25年10月31日~11 月1日分	
375	同上	¥2,947	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 09	平成25年11月13日分	
376	同上	¥8,400	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 13	平成25年11月13日分	
377	同上	¥2,400	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 31	平成25年11月13日分	
378	同上	¥9,860	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 13	平成25年11月13日分	
379	同上	¥6,050	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 09	平成25年11月7日分	
380	同上	¥37,140	H25. 11. 28	同上	H25. 12. 13	平成25年11月7日分	
381	同上	¥54,840	H25. 12. 04	同上	H25. 12. 13	平成25年10月30日~11 月1日分	
382	同上	¥11,993	H25. 12. 04	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25. 12. 12	平成25年11月13日~15 日分	
383	同上	¥61,340	H25. 12. 04	同上	H25. 12. 13	平成25年11月13日~15 日分	
384	同上	¥21,265	H25. 12. 06	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H25. 12. 13	平成25年10月30日~11 月1日分	
385	同上	¥3,240	H25. 12. 06	同上	H25. 12. 13	平成25年11月1日分	
386	同上	¥3,570	H25. 12. 06	同上	H25. 12. 13	平成25年11月1日分	
387	同上	¥2,760	H25. 12. 06	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H25. 12. 17	平成25年10月分	
388	同上	¥4,230	H25. 12. 06	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H25. 12. 13	平成25年11月14日分	
389	同上	¥7,140	H25. 12. 06	同上	H25. 12. 13	平成25年11月14日分	
390	同上	¥3,210	H25. 12. 16	同上	H25. 12. 25	平成25年11月21日分	
391	同上	¥8,400	H25. 12. 16	同上	H25. 12. 26	平成25年11月21日分	
392	同上	¥3,986	H25. 12. 16	同上	H25. 12. 25	平成25年11月19日分	
393	同上	¥36,620	H25. 12. 16	同上	H25. 12. 25	平成25年11月19日分	
394	同上	¥3,150	H25. 12. 16	同上	H25. 12. 25	平成25年11月21日分	



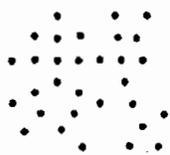
395	同上	¥8,400	H25.12.16	同上	H25.12.26	平成25年11月21日分	
396	同上	¥2,920	H25.12.16	同上	H25.12.25	平成25年11月21日分	
397	同上	¥7,920	H25.12.16	同上	H25.12.26	平成25年11月21日分	
398	同上	¥2,683	H25.12.16	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H26.01.09	平成25年10月分	
399	同上	¥13,175	H25.12.16	同上	H26.01.09	平成25年10月分	
400	同上	¥2,790	H25.12.16	同上	H26.01.09	平成25年10月分	
401	同上	¥2,790	H25.12.16	同上	H26.01.09	平成25年10月分	
402	同上	¥1,128	H25.12.16	同上	H26.01.09	平成25年10月分	
403	同上	¥9,573	H25.12.25	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.01.31	平成25年12月10日~11日分	
404	同上	¥35,300	H25.12.25	同上	H26.01.15	平成25年12月10日~11日分	
405	同上	¥9,540	H25.12.25	同上	H26.01.31	平成25年12月10日~11日分	
406	同上	¥35,300	H25.12.25	同上	H26.01.15	平成25年12月10日~11日分	
407	同上	¥9,883	H25.12.25	同上	H26.01.10	平成25年12月10日~11日分	
408	同上	¥35,300	H25.12.25	同上	H26.01.15	平成25年12月10日~11日分	
409	同上	¥3,900	H25.12.26	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.01.17	平成25年11月分	
410	同上	¥11,540	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
411	同上	¥1,899	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
412	同上	¥4,530	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
413	同上	¥20,490	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
414	同上	¥5,162	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
415	同上	¥939	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
416	同上	¥2,462	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
417	同上	¥2,046	H25.12.26	同上	H26.01.31	平成25年11月分	
418	同上	¥5,700	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
419	同上	¥2,100	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
420	同上	¥2,100	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
421	同上	¥3,431	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
422	同上	¥6,600	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
423	同上	¥12,746	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
424	同上	¥4,440	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
425	同上	¥960	H25.12.26	同上	H26.01.17	平成25年11月分	
426	同上	¥10,740	H26.01.07	同上	H26.01.31	平成25年11月分	
427	同上	¥2,250	H26.01.14	同上	H26.01.31	平成25年11月分	
428	同上	¥8,930	H26.01.16	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.01.27	平成25年11月1日分	
429	同上	¥4,800	H26.01.17	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.01.31	平成25年12月24日~25日分	
430	同上	¥1,500	H26.01.21	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.02.03	平成25年12月24日~25日分	
431	同上	¥6,500	H26.01.21	同上	H26.01.30	平成25年12月24日~25日分	
432	同上	¥3,650	H26.01.21	同上	H26.02.03	平成25年12月26日分	
433	同上	¥39,240	H26.01.21	同上	H26.01.31	平成25年12月26日分	



434	同上	¥3,240	H26.01.28	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.02.06	平成25年12月分	
435	同上	¥6,150	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
436	同上	¥5,340	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
437	同上	¥1,140	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
438	同上	¥2,160	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
439	同上	¥1,246	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
440	同上	¥2,160	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
441	同上	¥5,160	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
442	同上	¥14,610	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
443	同上	¥8,700	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
444	同上	¥2,700	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
445	同上	¥9,300	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
446	同上	¥300	H26.01.28	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
447	同上	¥3,060	H26.01.29	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
448	同上	¥3,326	H26.01.29	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
449	同上	¥6,000	H26.01.29	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
450	同上	¥5,910	H26.01.29	同上	H26.02.06	平成25年12月分	
451	同上	¥6,620	H26.01.31	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.02.10	平成26年1月10日~11 日分	
452	同上	¥45,750	H26.01.31	同上	H26.02.14	平成26年1月10日~11 日分	
453	同上	¥2,400	H26.01.31	同上	H26.02.10	平成26年1月8日分	
454	同上	¥6,600	H26.01.31	同上	H26.02.14	平成26年1月8日分	
455	同上	¥6,660	H26.02.07	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.02.19	平成26年1月分	
456	同上	¥2,220	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
457	同上	¥11,550	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
458	同上	¥3,609	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
459	同上	¥5,580	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
460	同上	¥3,373	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
461	同上	¥5,010	H26.02.07	同上	H26.02.19	平成26年1月分	
462	同上	¥2,400	H26.02.12	給与厚生課 課長:坂井 主査:宮崎 担当:菅原	H26.02.21	平成26年1月16日分	
463	同上	¥6,600	H26.02.12	同上	H26.02.28	平成26年1月16日分	
464	同上	¥2,400	H26.02.12	同上	H26.02.21	平成26年1月16日分	
465	同上	¥9,860	H26.02.12	同上	H26.02.28	平成26年1月16日分	
466	同上	¥9,240	H26.02.12	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.02.28	平成26年1月22日~23 日分	
467	同上	¥5,960	H26.02.12	給与厚生課 課長:坂井 主査:宮崎 担当:菅原	H26.02.21	平成26年1月30日分	
468	同上	¥38,940	H26.02.12	同上	H26.02.28	平成26年1月30日分	
469	同上	¥2,720	H26.02.13	給与厚生課 課長:坂井 主査:宮崎 担当:柏村	H26.02.24	平成26年1月30日分	
470	同上	¥37,380	H26.02.13	同上	H26.02.28	平成26年1月30日分	
471	同上	¥3,770	H26.02.14	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.02.24	平成26年1月22日分	
472	同上	¥9,200	H26.02.14	同上	H26.02.28	平成26年1月22日分	
473	同上	¥3,420	H26.02.17	同上	H26.02.25	平成26年1月24日分	56-8



474	同上	¥8,400	H26.02.17	同上	H26.02.28	平成26年1月24日分
475	同上	¥9,836	H26.02.18	同上	H26.02.25	平成26年1月27日～28日分
476	同上	¥35,300	H26.02.18	同上	H26.02.28	平成26年1月27日～28日分
477	同上	¥7,080	H26.02.18	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.02.28	平成26年1月22日～23日分
478	同上	¥2,700	H26.02.26	同上	H26.03.06	平成26年2月6日分
479	同上	¥8,400	H26.02.26	同上	H26.03.14	平成26年2月5日分
480	同上	¥3,510	H26.02.26	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.03.06	平成26年2月5日分
481	同上	¥8,400	H26.02.26	同上	H26.03.14	平成26年2月5日分
482	同上	¥2,400	H26.02.26	同上	H26.03.06	平成26年2月4日分
483	同上	¥6,600	H26.02.26	同上	H26.03.14	平成26年2月4日分
484	同上	¥5,160	H26.02.26	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.03.07	平成26年1月分
485	同上	¥4,269	H26.02.26	同上	H26.03.07	平成26年1月分
486	同上	¥600	H26.02.27	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.03.07	平成26年2月14日分
487	同上	¥2,130	H26.02.27	同上	H26.03.07	平成26年2月14日分
488	同上	¥2,760	H26.02.27	同上	H26.03.07	平成26年2月14日分
489	同上	¥2,790	H26.02.27	同上	H26.03.07	平成26年2月14日分
490	同上	¥3,300	H26.02.27	同上	H26.03.07	平成26年2月14日分
491	同上	¥3,510	H26.03.06	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:松岡	H26.03.12	平成26年2月6日分
492	同上	¥9,240	H26.03.06	同上	H26.03.14	平成26年2月6日分
493	同上	¥5,322	H26.03.10	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:松岡	H26.03.25	平成26年2月27日分
494	同上	¥38,940	H26.03.10	同上	H26.03.28	平成26年2月27日分
495	同上	¥19,590	H26.03.11	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.03.19	平成26年3月4日分
496	同上	¥19,590	H26.03.11	同上	H26.03.19	平成26年3月4日分
497	同上	¥5,130	H26.03.11	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.03.25	平成26年2月分
498	同上	¥9,060	H26.03.11	同上	H26.03.25	平成26年2月分
499	同上	¥2,863	H26.03.12	同上	H26.03.25	平成26年2月分
500	同上	¥4,380	H26.03.12	同上	H26.03.25	平成26年2月分
501	同上	¥7,380	H26.03.12	同上	H26.03.25	平成26年2月分
502	同上	¥2,730	H26.03.12	同上	H26.03.25	平成26年2月分
503	同上	¥2,820	H26.03.12	同上	H26.03.25	平成26年2月分
504	同上	¥1,777	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
505	同上	¥9,090	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
506	同上	¥2,940	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
507	同上	¥4,710	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
508	同上	¥563	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
509	同上	¥3,076	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
510	同上	¥5,910	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分
511	同上	¥1,140	H26.03.13	同上	H26.03.31	平成26年2月分
512	同上	¥7,470	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分

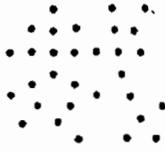


513	同上	¥1,619	H26.03.13	同上	H26.03.25	平成26年2月分	
514	同上	¥1,230	H26.03.19	同上	H26.04.02	平成26年1月分	
515	同上	¥2,790	H26.03.20	同上	H26.04.08	平成25年12月分	
516	同上	¥300	H26.03.20	同上	H26.04.08	平成25年12月分	
517	同上	¥600	H26.03.20	同上	H26.04.30	平成26年1月分	
518	同上	¥1,860	H26.03.20	同上	H26.04.30	平成26年1月分	
519	同上	¥2,573	H26.03.20	同上	H26.04.30	平成26年1月分	
520	同上	¥5,408	H26.03.24	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.03.28	平成26年2月27日分	
521	同上	¥38,940	H26.03.24	同上	H26.03.28	平成26年2月27日分	
522	同上	¥7,400	H26.03.24	同上	H26.03.28	平成26年2月17日~18日分	
523	同上	¥37,160	H26.03.24	同上	H26.03.28	平成26年2月17日~18日分	
524	同上	¥1,440	H26.03.24	給与厚生課 課長:坂井 担当:松岡	H26.04.08	平成26年1月分	
525	同上	¥7,950	H26.03.24	同上	H26.04.08	平成26年1月分	
526	同上	¥5,700	H26.03.24	同上	H26.04.08	平成26年1月分	
527	同上	¥950	H26.03.24	同上	H26.04.08	平成26年1月分	
528	同上	¥6,791	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成25年12月,平成26年1月分	
529	同上	¥7,140	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年1月分	
530	同上	¥623	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年1月分	
531	同上	¥3,043	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年2月分	
532	同上	¥2,970	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年2月分	
533	同上	¥2,280	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年2月分	
534	同上	¥3,210	H26.03.25	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:松岡	H26.04.08	平成26年3月12日分	
535	同上	¥9,240	H26.03.25	同上	H26.04.14	平成26年3月12日分	
536	同上	¥3,930	H26.03.25	同上	H26.04.08	平成26年3月13日分	
537	同上	¥7,140	H26.03.25	同上	H26.04.14	平成26年3月13日分	
538	同上	¥3,750	H26.03.27	同上	H26.04.04	平成26年3月7日分	56.9
539	同上	¥9,240	H26.03.27	同上	H26.04.14	平成26年3月7日分	
540	同上	¥1,169	H26.04.01	給与厚生課 課長:坂井 担当:小田	H26.04.15	平成26年2月分	
541	同上	¥9,916	H26.04.10	給与厚生課 課長:坂井 主任:古谷 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
542	同上	¥44,300	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
543	同上	¥9,850	H26.04.10	同上	H26.04.23	平成26年3月18日~19日分	
544	同上	¥44,300	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
545	同上	¥9,886	H26.04.10	同上	H26.04.23	平成26年3月18日~19日分	
546	同上	¥44,300	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
547	同上	¥3,009	H26.04.10	同上	H26.04.23	平成26年3月18日分	
548	同上	¥16,380	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月18日分	
549	同上	¥2,700	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月25日分	56.10
550	同上	¥9,240	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月25日分	
551	同上	¥2,700	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月19日分	
552	同上	¥6,600	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月19日分	
553	同上	¥2,400	H26.04.10	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月20日分	

554	同上	¥6,600	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月20日分	
555	同上	¥9,240	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月20日分	
556	同上	¥3,090	H26.04.10	同上	H26.04.23	平成26年3月20日分	
557	同上	¥8,190	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月20日分	
558	同上	¥1,360	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月25日分	第61-11
559	同上	¥9,240	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月25日分	
560	同上	¥4,510	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月19日分	
561	同上	¥9,570	H26.04.10	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
562	同上	¥44,300	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月18日~19日分	
563	同上	¥9,240	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月19日分	
564	同上	¥6,600	H26.04.10	同上	H26.04.30	平成26年3月19日分	
565	同上	¥3,090	H26.04.11	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月20日分	
566	同上	¥2,700	H26.04.14	給与厚生課 課長:坂井 主任:宮崎 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月19日分	
567	同上	¥7,050	H26.04.16	給与厚生課 課長:坂井 担当:小田	H26.04.30	平成26年3月分	
568	同上	¥2,400	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
569	同上	¥2,220	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
570	同上	¥5,610	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
571	同上	¥6,120	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
572	同上	¥300	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
573	同上	¥5,820	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
574	同上	¥1,740	H26.04.16	給与厚生課 課長:坂井 担当:柏村	H26.04.30	平成26年3月分	
575	同上	¥6,491	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
576	同上	¥14,940	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
577	同上	¥946	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
578	同上	¥2,799	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
579	同上	¥136	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
580	同上	¥2,850	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
581	同上	¥11,910	H26.04.16	同上	H26.04.30	平成26年3月分	
582	同上	¥4,208	H26.06.28	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:小田	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-6
583	同上	¥11,330	H26.06.28	同上	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-3
584	同上	¥5,740	H26.06.28	同上	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-4
585	同上	¥11,990	H26.06.28	同上	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-5
586	給与 (庶務課)	¥5,864	H26.06.30	給与厚生課 課長:坂井 主任:菅原 担当:小田	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-6
587	同上	¥1,360	H26.06.30	同上	H26.06.30	平成26年5月12日分	第61-7
合計		¥5,562,018	¥569,193				
山本知事		¥4,191,987	¥418,271				
村岡知事		¥1,370,031	¥152,922				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。



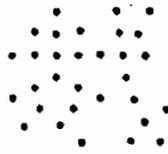
- ※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで(緑色:No.1～427)、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)まで(紫色:No.428～587)の間における監理課・港湾課の**人件費・事務関連費**を集計した。
- ※4 用務先が中国電力及び関連企業である等、特に本件公有水面埋立業務との関連性が強く推認されるものについては、具体的に指摘する(橙色)とともに、証拠を添付し、集計した。

別表6

需用費
(一般需用費 港湾課)

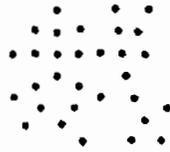
	費目	金額			支払日	備考	甲
1	物品代	¥20,328	H25.05.14	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:山下	H25.05.22	PPC用紙	
2	同上	¥520	H25.05.14	同上	H25.05.22	色上質紙	
3	本代	¥2,310	H25.05.15	同上	H25.05.30		
4	複写代	¥1,941	H25.05.27	同上	H25.06.03		
5	物品代	¥1,012	H25.06.05	同上	H25.06.12		
6	複写代	¥621	H25.06.05	同上	H25.06.12		
7	物品代	¥2,819	H25.06.12	同上	H25.06.30		
8	本代	¥945	H25.06.14	同上	H25.06.30		
9	物品代	¥503	H25.06.27	同上	H25.07.05		
10	本代	¥11,925	H25.06.28	同上	H25.07.12		
11	物品代	¥1,134	H25.07.01	同上	H25.07.05		
12	物品代	¥4,620	H25.07.01	同上	H25.07.09		
13	物品代	¥1,900	H25.07.02	同上	H25.07.31		
14	本代	¥4,600	H25.07.02	同上	H25.07.09		
15	物品代	¥1,134	H25.07.03	同上	H25.07.31		
16	複写代	¥683	H25.07.08	同上	H25.07.12		
17	新聞代	¥5,637	H25.07.12	同上	H25.07.22		
18	新聞代	¥3,925	H25.07.12	同上	H25.07.22		
19	新聞代	¥3,007	H25.07.12	同上	H25.07.22		
20	新聞代	¥7,390	H25.07.16	同上	H25.07.22		
21	物品代	¥2,800	H25.07.16	同上	H25.07.22		
22	物品代	¥88,410	H25.07.16	同上	H25.07.22		
23	物品代	¥20,328	H25.07.19	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:秋山	H25.07.25		
24	物品代	¥4,090	H25.07.19	同上	H25.07.25		
25	物品代	¥1,721	H25.07.24	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:山下	H25.07.31		
26	物品代	¥425	H25.07.24	同上	H25.07.31		
27	物品代	¥1,500	H25.08.05	同上	H25.08.31		
28	物品代	¥2,580	H25.08.07	同上	H25.08.14		
29	複写代	¥1,309	H25.08.07	同上	H25.08.14		
30	追録代	¥6,600	H25.08.19	同上	H25.08.26		
31	燃料代	¥6,618	H25.08.21	同上	H25.09.02		
32	燃料代	¥2,729	H25.08.27	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:石田	H25.09.02		
33	物品代	¥1,640	H25.08.29	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:柳澤	H25.09.06		
34	物品代	¥1,764	H25.09.04	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:山下	H25.09.30		
35	物品代	¥1,532	H25.09.04	同上	H25.09.30		
36	本代	¥2,849	H25.09.05	同上	H25.09.30		
37	物品代	¥1,012	H25.09.10	同上	H25.09.17		
38	物品代	¥1,958	H25.09.10	同上	H25.09.17		
39	本代	¥2,625	H25.09.10	同上	H25.09.17		
40	複写代	¥897	H25.09.10	同上	H25.09.17		
41	本代	¥14,700	H25.09.10	同上	H25.09.30		
42	物品代	¥1,149	H25.09.10	同上	H25.09.17		

43	燃料代	¥4,088	H25.09.19	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:石田	H25.09.30	共同利用自動車 8月分
44	燃料代	¥25,017	H25.09.19	同上	H25.09.30	集中管理自動車 8月分
45	物品代	¥672	H25.09.20	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:山下	H25.09.30	ドライバーセット
46	物品代	¥20,328	H25.09.24	同上	H25.09.30	
47	物品代	¥18,800	H25.09.26	同上	H25.10.03	
48	物品代	¥93,975	H25.09.27	同上	H25.10.04	
49	テキスト代	¥4,000	H25.10.01	同上	H25.11.05	
50	本代	¥3,100	H25.10.01	同上	H25.10.09	
51	新聞代	¥3,925	H25.10.03	同上	H25.10.09	
52	新聞代	¥7,390	H25.10.03	同上	H25.10.09	
53	新聞代	¥3,007	H25.10.03	同上	H25.10.09	
54	新聞代	¥5,637	H25.10.04	同上	H25.10.31	
55	複写代	¥667	H25.10.10	同上	H25.10.31	
56	物品代	¥3,528	H25.10.15	同上	H25.10.21	
57	本代	¥945	H25.10.16	同上	H25.10.22	
58	燃料代	¥7,698	H25.10.18	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:石田	H25.10.31	集中管理自動車 9月分
59	物品代	¥5,193	H25.11.05	給与厚生課 主査:坂本(暫) 担当:山下	H25.11.11	
60	物品代	¥7,308	H25.11.05	同上	H25.11.11	
61	物品代	¥1,958	H25.11.05	同上	H25.11.11	
62	物品代	¥2,976	H25.11.05	同上	H25.11.11	
63	物品代	¥5,985	H25.11.05	同上	H25.11.11	
64	複写代	¥699	H25.11.06	同上	H25.11.13	
65	修理代	¥31,080	H25.11.14	同上	H25.11.19	
66	物品代	¥1,266	H25.11.11	同上	H25.11.30	
67	物品代	¥1,986	H25.11.15	同上	H25.11.30	
68	燃料代	¥6,617	H25.11.20	同上	H25.12.02	
69	燃料代	¥4,856	H25.11.20	同上	H25.12.02	
70	物品代	¥88,200	H25.11.20	同上	H25.11.26	
71	本代	¥2,520	H25.11.21	同上	H25.11.27	
72	物品代	¥20,328	H25.11.29	同上	H25.12.05	
73	本代	¥2,100	H25.11.29	同上	H25.12.05	
74	物品代	¥890	H25.11.29	同上	H25.12.05	
75	複写代	¥1,012	H25.12.06	同上	H25.12.12	
76	物品代	¥1,134	H25.12.16	同上	H25.12.20	
77	物品代	¥1,012	H25.12.16	同上	H25.12.20	
78	物品代	¥3,948	H25.12.16	同上	H25.12.31	
79	燃料代	¥370	H25.12.16	同上	H26.01.07	
80	物品代	¥875	H25.12.19	同上	H26.01.31	
81	物品代	¥78,000	H25.12.25	同上	H26.01.31	
82	複写代	¥240	H26.01.06	同上	H26.01.14	
83	新聞代	¥3,600	H26.01.09	同上	H26.01.20	
84	本代	¥2,999	H26.01.10	同上	H26.01.20	
85	物品代	¥14,490	H26.01.10	同上	H26.01.20	
86	物品代	¥540	H26.01.14	同上	H26.01.20	
87	物品代	¥1,500	H26.01.14	同上	H26.01.31	
88	物品代	¥7,733	H26.01.14	同上	H26.01.31	
89	修理代	¥37,800	H26.01.14	同上	H26.01.23	
90	本代	¥2,625	H26.01.17	同上	H26.01.31	
91	新聞代	¥3,925	H26.01.17	同上	H26.01.31	
92	新聞代	¥3,007	H26.01.17	同上	H26.01.31	
93	新聞代	¥5,637	H26.01.17	同上	H26.01.31	
94	新聞代	¥7,390	H26.01.17	同上	H26.01.31	
95	本代	¥15,750	H26.01.20	同上	H26.01.28	



96	燃料代	¥3,286	H26.01.21	同上	H26.01.31	
97	物品代	¥5,500	H26.01.21	同上	H26.01.28	
98	本代	¥21,840	H26.01.23	同上	H26.01.31	
99	物品代	¥22,800	H26.01.27	同上	H26.01.31	
100	複写代	¥344	H26.02.07	同上	H26.02.18	
101	物品代	¥20,328	H26.02.10	同上	H26.02.18	
102	燃料代	¥1,811	H26.02.19	同上	H26.03.04	
103	修理代	¥47,775	H26.02.26	同上	H26.03.05	
104	物品代	¥5,010	H26.02.26	同上	H26.03.05	
105	物品代	¥5,638	H26.02.26	同上	H26.03.05	
106	本代	¥3,045	H26.02.26	同上	H26.03.05	
107	物品代	¥700	H26.02.26	同上	H26.03.05	
108	物品代	¥5,700	H26.02.26	同上	H26.03.05	
109	複写代	¥767	H26.03.05	同上	H26.03.12	
110	物品代	¥3,651	H26.03.10	同上	H26.03.14	
111	物品代	¥4,300	H26.03.10	同上	H26.03.14	
112	本代	¥8,127	H26.03.10	同上	H26.03.14	
113	物品代	¥3,900	H26.03.19	同上	H26.04.02	
114	本代	¥12,500	H26.03.19	同上	H26.03.31	
115	本代	¥26,060	H26.03.24	同上	H26.04.01	
116	本代	¥66,000	H26.04.01	同上	H26.04.01	
117	本代	¥9,889	H26.03.24	同上	H26.04.01	
118	修理代	¥47,775	H26.03.25	同上	H26.04.02	
119	物品代	¥458,640	H26.03.26	同上	H26.04.30	
120	物品代	¥105,840	H26.03.26	同上	H26.04.30	
121	修理代	¥41,370	H26.03.26	同上	H26.04.30	
122	物品代	¥163,170	H26.03.26	同上	H26.04.30	
123	新聞代	¥1,200	H26.03.26	同上	H26.04.02	
124	新聞代	¥92,458	H26.03.27	同上	H26.04.08	
125	新聞代	¥2,042	H26.03.31	同上	H26.04.08	
126	物品代	¥4,517	H26.04.07	給与厚生課 主査:阿武 担 当:秋山	H26.04.15	
127	物品代	¥15,811	H26.04.07	同上	H26.04.15	
128	物品代	¥1,601	H26.04.07	同上	H26.04.15	
129	新聞代	¥5,637	H26.04.10	同上	H26.04.15	
130	新聞代	¥7,390	H26.04.10	同上	H26.04.30	
131	新聞代	¥3,925	H26.04.10	同上	H26.04.30	
132	新聞代	¥3,007	H26.04.10	同上	H26.04.15	
133	複写代	¥913	H26.04.14	同上	H26.04.30	
134	燃料代	¥1,318	H26.04.22	同上	H26.05.02	共同利用自動車 3月分
135	本代	¥52,170	H26.04.28	給与厚生課 主査:阿武 担 当:秋山	H26.05.08	
	合計	¥2,114,171	¥15,750			
	山本知事	¥788,082	¥40			
	村岡知事	¥1,326,089	¥15,750			

- ※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。
- ※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。
- ※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで(緑色:No.1~89)、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)まで(紫色:No.90~135)の間における港湾課の人員費・事務関連費を集計した。
- ※4 住民監査請求、住民訴訟に関連する書籍の購入費等、特に本件公有水面埋立業務との関連性が強く推認されるものについては、具体的に指摘する(橙色)とともに、証拠を添付し、集計した。



別表7

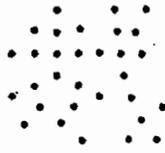
需用費
(食糧費 港湾課)

	費目	金額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	飲料・食料品代	¥1,820	H25.08.12	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H25.08.31	
2	同上	¥1,540	H26.02.28	同上	H26.03.07	
	合計	¥3,360				
	山本知事	¥1,820				
	村岡知事	¥1,540				

※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。

※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。

※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。

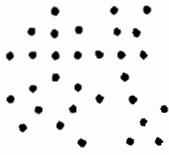


別表8

役務費
(港湾課)

	費目	金額	支出負担行為月・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	電報・電話料	¥22,359	H25.05.22	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H25.05.31	構内電話料金 4月分
2	手数料	¥800	H25.05.29	同上	H25.06.05	
3	手数料	¥100,000	H25.05.30	同上	H25.06.05	
4	電報・電話料	¥26,199	H25.06.20	同上	H25.07.03	構内電話料金 5月分
5	運搬料	¥950	H25.07.19	同上	H25.07.09	
6	電報・電話料	¥26,199	H25.07.22	同上	H25.08.01	構内電話料金 6月分
7	電報・電話料	¥26,337	H25.08.21	同上	H25.09.02	構内電話料金 7月分
8	電報・電話料	¥23,458	H25.09.24	同上	H25.10.03	構内電話料金 8月分
9	電報・電話料	¥23,375	H25.10.21	同上	H25.10.31	構内電話料金 9月分
10	電報・電話料	¥25,926	H25.11.20	同上	H25.12.03	構内電話料金 10月分
11	電報・電話料	¥30,121	H25.12.17	同上	H25.12.27	構内電話料金 11月分
12	電報・電話料	¥27,378	H26.01.21	同上	H26.02.03	構内電話料金 12月分
13	電報・電話料	¥22,624	H26.02.19	同上	H26.03.05	構内電話料金 1月分
14	電報・電話料	¥13,776	H26.03.24	同上	H26.04.02	構内電話料金 2月分
15	電報・電話料	¥15,793	H26.03.24	同上	H26.04.02	構内電話料金 2月分
16	電報・電話料	¥3,705	H26.04.22	給与厚生課 主査:阿武 担当:秋山	H26.05.02	構内電話料金 3月分
17	電報・電話料	¥7,000	H26.04.22	同上	H26.05.02	構内電話料金 3月分
18	電報・電話料	¥14,296	H26.04.22	同上	H26.05.02	構内電話料金 3月分
	合計	¥410,296				
	山本知事	¥305,724				
	村岡知事	¥104,572				

- ※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。
 ※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。
 ※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。



別表9

備品購入費
(港湾課)

	費目	金額	支出負担行為日・支払命令日	支出負担行為・支出命令者	支払日	備考
1	機械器具代	¥704,760	H26.01.21	給与厚生課 主査:坂本(哲) 担当:山下	H26.01.28	
2	同上	¥209,685	H26.03.26	同上	H26.04.03	
3	同上	¥100,275	H26.03.26	同上	H26.04.03	
4	同上	¥259,350	H26.03.27	同上	H26.04.03	
5	同上	¥118,650	H26.03.27	同上	H26.04.03	
6	同上	¥41,315	H26.03.27	同上	H26.04.03	
7	同上	¥59,485	H26.03.27	同上	H26.04.06	
	合計	¥1,493,520				
	山本知事	—				
	村岡知事	¥1,493,520				

- ※1 支出負担行為・支出票記載の「処理日」を支出負担行為日・支払命令日とした。
- ※2 支出負担行為・支出票の記載から「支払日」を判別できないものは、月末払いとした。
- ※3 山本知事については、本件許可申請(平成24年10月6日)から辞職(平成26年1月14日)まで、村岡知事については、就任(平成26年2月25日)から訴訟提起(平成27年1月23日)までの間における港湾課の人件費・事務関連費を集計した。

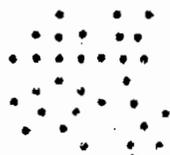
本件郵送費に係る支出負担行為・支出命令

送付番額	作成日・発送日	作成者	発送者	郵送方法	郵法にかかった経費	支出負担行為 相・支出命令日	支出負担行為 相・支出命令日	支払日	備考
1	H24. 10. 23	山口県土木 建築部港湾 課長	港湾課 たなべ	普通 (定型外)	120円	H24. 11. 15 (10月分)	給与厚生課 主査：坂本 (暫) 担当：新庄	H24. 11. 30 (10月分)	第1回目 の補足説明 の依頼(甲9 の2)。
2	H24. 11. 22	同上	港湾課 たなべ	同上	同上	H24. 12. 14 (11月分)	同上	H24. 12. 27 (11月分)	第2回目 の補足説明 の依頼(甲9 の4)。
3	H25. 01. 04	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25. 02. 18 (1月分)	同上	H25. 02. 28 (1月分)	第3回目 の補足説明 の依頼(甲9 の6)。
4	H25. 01. 30	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	同上	同上	同上	第4回目 の補足説明 の依頼。
5	H25. 03. 19	同上	港湾課 葛原良樹	同上	同上	H25. 04. 15 (3月分)	同上	H25. 04. 30 (3月分)	第5回目 の補足説明 の依頼。
6	H26. 05. 14	同上	港湾課 右田宗聖	同上	同上	H26. 06. 13 (5月分)	給与厚生課 主査：阿武 担当：村上	H26. 06. 30 (5月分)	第6回目 の補足説明 の依頼。

別表11

各知事の在職期間における人件費・事務関連費
(監理課・港湾課)

	費目	山本知事	村岡知事	備考
1.	給与・職員手当・共済費(正規職員に係るもの)	—	¥184,659,812	別表1
2.	追加費用(正規職員に係る共済費の事業主負担の追加負)	—	¥7,641,563	別表2
3.	山口県地方港湾審議会	¥73,600	¥55,200	別表3
4.	共済費(社旗保険料・労働保険料)	¥330,302	¥168,909	別表4
5.	旅費	¥4,191,987	¥1,370,031	別表5
6.	需要費(一般需要費)	¥788,082	¥1,326,089	別表6
7.	需要費(食糧費)	¥1,820	¥1,540	別表7
8.	役務費	¥305,724	¥104,572	別表8
9.	備品購入費	—	¥1,493,520	別表9
10.	郵送費	¥600	¥120	別表10
	合計	¥5,692,115	¥196,821,356	



COPY

COPY

これは正本である。

平成30年7月11日

山口地方裁判所

裁判所書記官 田村 ともみ



COPY

COPY

COPY

COPY